

平成 31 年 第 1 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 20 号

平成 31 年第 1 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 31 年 2 月 18 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 31 年 2 月 27 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 31 年第 1 回まんのう町議会定例会会議録（第 2 号）

平成 31 年 2 月 28 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 16 名

1 番 鈴 木 崇 容	2 番 常 包 恵
3 番 小 山 直 樹	4 番 京 兼 愛 子
5 番 竹 林 昌 秀	6 番 川 西 米希子
7 番 合 田 正 夫	8 番 三 好 郁 雄
9 番 白 川 正 樹	10 番 白 川 皆 男
11 番 大 西 樹	12 番 松 下 一 美
13 番 三 好 勝 利	14 番 大 西 豊
15 番 川 原 茂 行	16 番 田 岡 秀 俊

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

5 番 竹 林 昌 秀	6 番 川 西 米希子
-------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章	議会事務局課長補佐 平 田 友 彦
----------------	-------------------

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫	総 務 課 長 長 森 正 志

企画観光課長	常 包 英 希	税 務 課 長	池 下 尚 治
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	東 原 浩 史	健康増進課長	久保田 純 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	萩 岡 一 志	仲南支所長	見 間 照 史
教育次長	脇 隆 博	学校教育課長	香 川 雅 孝
生涯学習課長	松 下 信 重	地籍調査課長	岸 本 広 宣

○田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、竹林昌秀君、6番、川西米希子さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可いたします。

○松下一美議員 皆さん、おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に、昨年より県道長尾丸亀線の交通安全対策を要望しておりましたが、岩薬師あたりにおきましては、溝へのガッターの設置、そしてまた、河川につきましては、ガードレールの設置もいただいたところであります。

そしてまた、12月におきまして一般質問させていただいておりましたモクノキにつきましても、先般、県において伐採が行っていただいたところであります。そしてまた、大変見通しもよくなり、安全性が一段と向上され、通行に安心して通れるようになったかと思っております。町当局を初め、関係者方々に感謝を申し上げたらと思っております。

なお、今後とも歩道の設置に向け取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1番目の交通安全対策についてをお伺いいたします。

本町においては、しばらくの間、交通事故死がゼロでありましたが、昨年の12月末か

らことしの1月13日の早朝にお二人の方が亡くなられ、3名の方が亡くなられております。各地区において、キャンペーン等で交通安全を呼びかけておるところであります、交通安全対策が急がれると思われれます。

そこで、国道438号線の長尾地区におきまして、天神・檜林地区におきまして、横断歩道の設置につきまして、各自治会より署名を添え、要望を行ってまいりました。警察の方の立ち会いもいただきまして、現地調査も行いましたが、一向に進んでいないのが現状であります。

国道438号線により、天神地区におきましては、東側に集会所があり、西に住まわれている方々とは分断され、一日も早く歩行者にとってより安全と思われる横断歩道の設置が望まれておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下一美議員の御質問にお答えいたします。

平成30年中の全国における交通事故死者数は3,532人で、統計が残っております昭和23年以降最少となりました。

一方、香川県内で発生した交通事故は、発生件数、死者数、負傷者数とも前年より大きく減少いたしました。まんのう町におきましても、発生件数、死者数、負傷者ともに前年より減少いたしました。が、昨年の12月に1件の死亡事故が発生し、1名の方が亡くなりました。また、ことしの1月にも1件の死亡事故が発生し、2名の方が亡くなりました。わずか1カ月の間に3名ものとうい命が失われました。

このような緊急事態を踏まえて、町内3カ所において緊急キャンペーンの実施や近隣市町への広報啓発活動協力依頼等を実施いたしました。

御質問いただきました国道438号線の長尾檜林地区における横断歩道の設置についてでございますが、横断歩道や信号機は香川県公安委員会が設置を行っております。管轄する琴平警察署の交通課交通規制係による現地調査等の結果は、小学生や高齢者の横断実態が極めて低く、バス停の利用者も実態がない状況でございました。

また、道路形状から速度が出やすく、若干のカーブでもあることから、信号機のない横断歩道はかえって危険なことが現地調査でわかりました。

以上のことから、横断歩道の設置は難しいため、パトロールや取り締まりの強化により対応を行うとの回答を琴平警察署からいただいております。

まんのう町といたしましても、国道438号線は交通死亡事故が続いている路線であることから、重点的に広報車での広報活動を行い、交通関係機関や団体等と連携した交通安全意識の高揚を図るための交通安全教育、交通事故の起きにくい交通環境の整備など、総合的な交通事故抑止対策を深化させ、継続的に推進してまいります。

以上で、松下議員さんの1番目の御質問の答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 今、町長の御答弁をいただいたところありますけど、警察におか

れましても調査いただきました。そういう中で、バス停の利用者が余りないではないかということでもあります。そしてまた、私もやはり交差点で5日にとか20日とかにできる限りは立哨するようにしておりますけど、そういせんけど、やはり朝の通勤時間帯は、どの車もかなりスピードが乗っておるのではないかと思っております。そういう点で、やはり横断される方は非常に危険を感じておる、なかなかタイミングがはかれないかと思っております。

そういう中でありますけど、やはり天神地区におきましても、22軒ほどの集落でありますけど、集会は月に1回開催されております。そういう中で、約30名近くの方々が交流されるかと思っております。そういう中で、西側におけます2軒ほどの家では4名の方、そして2人の子供さんがおられます。そういう中で、今、こども園は送り迎えがされておるようでありますけど、この4月からは1年生で、歩いて学校へ行くんだということを先日にも申されておりました。そういう中で、これからはやはり438を横断しなければ学校へ通えないかと思っております。そういう中でありますから、やはり人の生命というのは非常に大事だと思っております。

横断歩道と申しましたら、私の友達も横断歩道のところで軽四に乗って運転しておりました。そういう中で、お年寄りの方がおったので、一旦、とまったんではあるけど、どうぞ行ってくださいということで通ったところ、後ろへたまたま白バイがついておったんでありまして、サイレンを鳴らされて、どうしたんなどといって、なぜ横断歩道でとまっておるところを、おまえ、なぜ行ったんやということで、交通法規を知らんのかということで、知らん、どういうことなんということで、法規では、横断歩道で人がおる場合は、必ずとまらなければならないということが書いてあろうがということで、押し問答したんでありますけど、やはり罰金は払ったんだということで、運転する方も、横断される方も、両方とも、横断歩道は絶対とは言えませんが、比較的安全でないかと思っております。

そういう中で、子供さんがこれから大きくなっていく、6名の方が438を横断していくということで、地域の方々も非常に危険を感じておるところでありますので、再度、再考をお願いするところでありますが、御答弁をよろしく申し上げます。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 松下議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

まず、香川県下の、皆さん、御存じのように、ルールを守らないというか、マナーが悪いということで、死者数も全国ワースト6位といった状況でありまして、まんのう町においても、ワーストが上位にいくという、そういった状況がはっきりとしておりますんで、まず、皆さん方が本来は全員が全員ルールを守っていただいたら、そういったことも事故も起きないということでございますが、やはりそういったことの啓発が大事だと思っております。

警察のほうも、438につきましては、年末年始にかけて死者数も3名の方が亡くなられたということで、重点的に対策を講じるということでございます。

今現在、2月から、オービスといって、自動的にカメラ監視でする、高速道路でよくやられます、それが移動式のやつがありまして、それを高篠小学校の路線では、今、実施しているところでございます。

そういったことでスピードに対する抑制もするようなことで、438につきましても、そういったことで警察の協力をいただきながら、そういった形のルールを守っていただくという対策を講じたいと思いますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 松下一美君。

○松下一美議員 今、課長からも答弁いただいたところでありますけど、やはり交差点等におきましては、高齢者、歩行者、自転車等を通っておられる方の高齢の方が多いということであります。そういう中でありますので、やはり今後はなお検討いただいて、前向きに取り組んでいただいたらということを要望しておきます。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○松下一美議員 2番目の質問は、商品券発行事業についてをお伺いいたします。

商品券発行事業につきましては、過去にも質問を行っておりますが、ことしの10月1日より消費税が8%から10%に増税されると言われておりますが、国民にとっては年金は減る一方でありまして、国民生活は厳しくなるばかりであります。

町内商工業の活性化を図る意味からおいても、そしてまた、住民の負担軽減のためにも、現在、地域振興基金が約10億6,900万円余りあるかと思われませんが、基金の活用によりプレミアム商品券の発行をされたらと思います。

平成28年にプレミアム20%で2億4,000万円余り、そしてまた、平成29年度に1億3,500万円、そしてまた、平成30年度に1億2,500万円で発行されていると思われま。

例えば、プレミアム20%で1億5,000万円から約1億8,000万円余りを増額発行されてはと思われまますが、町長の所見をお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員のプレミアム商品券発行事業についての御質問にお答えいたします。

現在、毎年、商工会と連携して地域内消費の喚起を促すために町独自でプレミアムつき商品券を発行しておりますことは、皆さん、御存じのことと思います。

今回、国は消費税・地方消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、消費税対策用のプレミアムつき商品券の販売を行う市町村に対して事業費を全額補助する方針を出しております。

今現在、わかっております主な事業の内容は、本年度6月1日を基準日として対象者資格を判定し、生活保護被保護者以外の住民税非課税者と3歳未満の子が属する世帯の世帯

主を対象に、対象者一人当たりの購入上限額を2万円とし、券面額2万5,000円の商品券を販売するもので、低所得者に配慮するため、分割購入も可能とするように指示が出ております。この商品券の利用有効期間は、増税のタイミングに合わせて10月1日から翌年3月末の間と限定された短い期間が指定されております。

国の推進するこの補助事業は景気対策の一面もありますが、その本旨は、国が前回の消費増税時に行った同様の景気浮揚施策とは異なり、対象者を限定した低所得者、子育て世代に配慮した弱者救済の意味合いが強調されたものとなっているように思えます。

さて、御質問にあります町内商工業の活性化と増税に伴う住民の負担軽減のために地域振興基金を活用して町独自でプレミアムつき商品券を販売してはどうかとのことでございますが、町が毎年行っておりますまんのう町プレミアムつき商品券（プレミアム率10%）発行事業は、プレミアム部分は過疎債のソフト部分を充てており、財政的に少しでも有利に実施できるように取り組んでおるところでございます。

過去に国が実施いたしました1999年の地域振興券、2009年の定額給付金、2015年のプレミアム商品券などを検証いたしましても、本町では自動車の購入費や車検代、ガソリン代に商品券を充てるなど、商品単価の高い商品の購入に利用する傾向があり、商品券を購入したことにより、新たに消費した特別な物品、サービスの購入費に充てた割合が3割程度で、残りの約7割はいつもの買い物をする代金に充てられたとするアンケート結果から、プレミアム部分の大部分は個人の貯蓄に回されたと思われることから、今回、町が独自に販売しているプレミアム商品券のプレミアム部分を特別に上乘せしても、その経済効果は比較的限定された業種で消費されるほか、プレミアム部分が増税に対する蓄えに回されることが過去の傾向から予測されております。なお、本町のこの傾向は全国的な調査結果にも一致しているようであります。

また、全国を見ますと、近隣自治体間でプレミアム率の引き上げ競争が発生したため、国から自粛要請があった事例もございます。

このようなことから、現時点では、町が7月に独自に実施しておりますプレミアム部分10%つきの商品券は、住民の要望もあることから従来どおり行い、また、対象者は限定されますが、国が10月に行うプレミアム部分25%つきの商品券の販売を別立てとして実施してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 ただいま町長の御答弁をいただきましたが、そういう中で、やはり国においても非課税世帯とか子供さんがおられる子育て世帯についての発行ということを言われております。

プレミアム商品券につきましては、町長も、今、言われておりましたが、希望される方の実質的には50%ぐらいにしか行き渡ってないのではないかという報告もいただいております。そういう点におきまして、10月から消費税が10%になりますと、

それまでに駆け込み需要がかなりあるかと思っております。しかし、国民もそうそう年金等で下がる一方でありますので、危機感を感じておりますので、どうしても財布のひもは締められるんではないかと思っております。そういう点で、景気は発展するどころか、これによって2%はなるほど計算上は税収は上がるかもしれませんが、経済全体的に見ると、やはり減速するのではないかと思っております。

そういう点で、今、まんのう町におきましても、地域振興基金が先ほど申しましたように約10億7,000万円ほどあるかと思っております。それは地域の発展のために十分活用していくべきかと思っております。再度、町長のお考えをお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 御質問にお答えいたします。

先ほど、町長の答弁の中でもございましたように、プレミアム部分というところでございますけれども、消費に回るというよりは、どちらかと言えば、いつも買っているものに充てられるということでございまして、今回、2%消費税が上がるということで、町の独自のプレミアム部分を10%から12%もしくは20%にしても、その効果は薄いのではないかというふうに考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 松下一美君。

○松下一美議員 この商品券につきましては、当初、大型店に利用できるようにということになった時点で、大半の部分が大型店に行くのかという心配もされておりましたが、実質的には4割程度じゃないかと言われております。そういう点で、やはりいろいろと日用品とかにつきましては、そういうものは地域のお店で買われておるんでないかと思っておりますので、この商品券につきましては十分に検討いただいて、地域の方々がある程度は恩恵を受けられるような形にしていきたいと思っております。そういう点につきまして、今後、十分に検討いただきますことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 以上で、12番、松下一美君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

5番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 皆さん、おはようございます。明け方3時半ごろ目が覚めたら、雨が降りよるんですね。春の雨で、四条や吉野の麦が育つとるんじゃないかなと、そないに思ったわけです。象頭山を背景に、きのう、ちょっと散髪に行って、麦を写真撮りました。これは、讃岐平野は、今、佐賀平野と並ぶ二毛作最後に残されたとりでです。県の農政部は懸命にこの維持に努めておいでます。この実況中継を聞いておいでる方も、皆さん、麦をつくりましょう。麦がすすくすすく、人間もすすくすすく育たなければいけません。人間の成長をつかさどるのは、本町の行政においては教育委員会、教育長さんが牽引していらっしゃいます。教育長さんにお伺いします。私もちょっと教職免許状を取りに行ったことがあつ

て、そのとき習ったら、教育哲学では、教育というのは人の成長を助ける援助活動だ、こんなふうに習ったことだけを覚えて、あとは忘れたんです。教育行政をつかさどり、学校、園の指導をつかさどる教育長さんが人間をどのように見ておるのか。人間をどのように見れば、どのように手助けすれば教育がうまくいくのか考えられるんだろうと思います。教育長の答弁を求めます。人間観こそ教育の焦点でしょうと。教育長が本町教育で目指す人間像を御答弁願いたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林昌秀議員の質問にお答えいたします。

二つのお尋ねがございました。一つは、教育とは何かという理念について、もう一つは、まんのう町の教育委員会が目指す人間像についてであります。大変奥の深いお尋ねでありまして、これからの日本の教育の方向性を指し示すような内容でございます。

まず、1点目の教育とは何をなすのかということについてであります。

我が国の教育は、明治5年に近代教育がスタートして以来、約150年が経過するわけですが、最近まで一貫してキャッチアップ型の教育が行われてきたといっても過言ではありません。欧米に追いつくことを主眼にした教育が行われてきたわけであります。追いつくためには、手っ取り早く知識や技能を教え込むということというのが教育の目的や手段になりました。その結果として、記憶したことをペーパーに再現する、そのことが正確であれば高い評価を受けるということでありました。

平成に入りまして、日本が欧米と肩を並べるようになってきたわけであります。そこで、先頭に立って我が国の教育は何を目指すべきかということをも自分に問われる時代になってきたわけであります。

そこで、お尋ねのように、教育は子供の成長を援助することであるという方向に転換してきたわけであります。子供は自分で育っていくのでありますから、こども園や学校はどのような存在になるべきかということが問われるわけであります。子供たちが自分で課題を見つけ、友達と意見を闘わせて意味を見つけたり、人と人とのかかわりの中で学んでいくことを大切にした学習形態がより重視される時代になってきたわけであります。教師が一方的に知識を詰め込むという体制から、子供たちが自分で学んでいけるように学校や教育委員会はどのように支援していけばいいのかということになります。その具体的な方法について研究を進めているところでございます。

もう一つは、まんのう町教育委員会が目指す人間像についてのお尋ねがございました。毎年4月にまんのう町学校教育実践指針なる園や学校が目指すべき目標を提示いたしております。ここ数年、変更はしていないわけですが、そのテーマについては、「自立に向かう教育」を上げております。

教育の目的は一人一人の人間が自立して生きていけるように教育していくことが基本であると考えております。自立していくために周りの大勢の人と協働して学んでいくことが重要になります。例を引いて御説明申し上げますと、満濃中学校の運動会がございました。

20年、30年前の運動会を思い出していただくとわかりやすいわけであります。学校が考えた運動会を生徒にやらせるということが中心でございました。教師が描いたイメージどおりに生徒を鍛えるわけでありますから、一方的な命令や指示が多くなります。そこに生徒の思いや工夫は入ってこないわけでありますから、生徒にとって意欲は湧かないことになり、自立した人間には育っていかないと考えられます。

最近の運動会を見ていただいて感じると思いますが、生徒会が運動会を取り仕切っております。生徒は嬉々として演技に取り組んでおり、そこには個人の工夫があり、表情が明るく、喜びに満ちているわけであります。やらされている、与えられているという感情はないわけでございます。こういった取り組みから、生徒の自立性は養われると考えております。

全ての教育がこの方法でいいわけではございませんが、生徒に任せたらいいもの、教師と生徒と一緒に取り組んだらいいもの、教師が徹底的に教え込んだらいいものもあります。そういった自立の教育の中から自立した子供が育っていくものと考えており、この自立というワードを子供像と考えているわけでございます。以上であります。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 自立をキーワードに本町の教育を推進されているということであります。

ここで、ちょっと町長さんにお伺いします。

今、教育長さんが説明いただいた、自分たちで課題を見つけて、話し合っただけを見て、一緒に実現していくと。中学校の運動会のように我が町役場の行政を運営できたら、教育長が説いた期待する生徒像、これは町役場の職員の行政執務能力、見識に直結するような気もいたしました。町長さんはどんなに受け取られましたか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどの教育長の話で、子供たちがみずから進んでいろんなことに取り組んでいくということでございますが、役場の職員の間からも、そういった精神が、みずから進んでいろんなことにチャレンジしていくという精神が生まれてくれば非常にありがたいなと思っております。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町の行政改革が職員の意識改革、意欲の向上、取り組み姿勢の錬磨というところに向かう、そういう方向性を町長からお話伺ったように思います。

引き続き、教育長さんにお尋ねします。

社会のあり方が人間の生き方を変えていきますし、教育の目指すところも、社会とのかかわりの中で考えられるべきものではないかと思えます。新たな教育課程では、このこと、変転する社会のあり方との関連を新たな教育課程はどのように捉えているのか御答弁願います。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林昌秀議員の再質問にお答えしたいと思います。

文部科学省が10年ごとに改訂する学習指導要領が、小学校では再来年度（2020年度）から、中学校ではその翌年度の2024年度から全面実施の運びとなっております。現在は新学習指導要領へスムーズに移行させるために、その趣旨を周知徹底する移行期間となっております、まんのう町内の小中学校におきましても、完全実施に向けてその準備を進めているところであります。

具体的には、小学校5・6年生への英語科の導入であり、また、小中学校の道徳が特別な教科としての道徳科に移行しますので、そのカリキュラムや指導法を含めて準備を進めているところでございます。

ところで、お尋ねは社会のありようを色濃く反映していると思われる新教育課程、学習指導要領をまんのう町教育委員会はどのように捉えているかということであります。御指摘のとおり、10年ごとに改定される新教育課程は、その時代、その時代の社会状況を色濃く反映したものでございます。

まず最初に、社会の大きな変化についてでございます。近年、顕著となってきておりますことは、知識、情報、技術をめぐる時代の変化の速さが加速度的となり、情報やグローバル化といった問題が人間の予測を超えて進展するようになってきたことでもあります。

また、人工知能が急速に進化しており、安定的に発展してきました社会の中に大きく位置づいてきたわけであります。こういった時代背景の中で、これからの社会を背負って立つ子供たちにどのような資質や能力をつけておけば幸福な人生を全うできるのか、また、この我が郷土や日本が世界の中で先進国としての位置を確保し、栄えていけるのかといったことが問われることとなります。

そこで、どんな力をつけておけばよいのかということが問われることとなります。それらの情報やAIを動かしていくのは人間であります。情報やAIは与えられた目的の中で機能しているわけであります。人間は、本来、感性や創造力を豊かに働かせながら、どのような未来をつくっていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的をみずから考え出すことができるのであります。さまざまな工夫を取り入れて、答えのない課題に対して多様な他者と協働しながら目的に応じて答を出していくわけでございます。

以上のようなことを考えていきますと、これからの社会は子供たち一人一人が予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合っかかり合い、その過程を通してみずからの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生のづくり手となっていけるような力量を持つことが重要になります。

また、社会や産業の構造が複雑に変化し、量よりも質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中で、さまざまな情報や出来事を受けとめ、主体的に判断しながら他社と一緒に生き抜き、多くの課題を解決していくための力量の育成が社会的な要請となって

くるものと思われます。

結論といたしましては、これからの社会は答えのない課題を大勢の仲間と力を合わせて探求する辛抱強い人間の育成であると考えられるのではないのでしょうか。以上のように考えておる次第でございます。

(合田正夫議員退席 午前10時09分)

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 人間は未来を切り開けるのだと。予測できないことに出会ったときに、答えの、正解のはっきりしないことをみんなとともに見つけて対応する、そういう教育課程の実践を目指すというようなお話でございました。

けさの金正恩は表情がかたくて暗かったですね。トランプと対等に渡り合うかに見えたけれども、世界中の情報網を駆使した米国の政権は、金正恩の求めをどうにもできないぐらいにがんじがらめにしている可能性を、私、感じました。トランプや金正恩のような人間を育てることでしょうか。教育長さんのお答えを求めます。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林議員さんのお尋ねにお答えしたいとは思いますが、突然のお尋ねでありますので、何を申し上げたらいいのか、これは非常に世界情勢に左右する発言になりますので、これから後、いろいろ御質問があらうかと思っておりますので、その中でできれば具体的に触れていきたいというふうに思っております。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長さんも教育長さんも私の不意打ちに遭って、予測できないことに出会ったんですね。これは私だって恐らく立ち往生するし、そこでどうやるかですね。一発で答えを出さなくても、この答弁時間の中で答えを質問者と答弁者で見つけていくという作業が本会議ではないかという気もするわけであります。

それでは、人類は250万年の歴史を持っております。ホモサピエンス全史という本の中では、人類の成長、発展に教育がどのように寄与したのか書かれてあったかのように思います。教育長さんは読んでおいでだと思うんで、ここから得られる教育に対する寄与、貢献、これをお尋ね申し上げます。

(合田正夫議員着席 午前10時11分)

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

この質問をいただいたときから眠りが浅くなっておりまして、大変寝不足をいたしております。大変難解な御質問でございますので、どこまでお答えできるか不安でございます。今、思っておりますことを申し上げて、お許しをいただきたいと思います。

サピエンス全史なるものを2カ月ほど前に読ませていただきました。この本はイスラエルのハラリという人が執筆したもので、現在、世界で500万部も読まれておるもので、世界のベストセラーとなっております。上下巻に分かれておりまして、上下巻とも300ページにわたる大作となっております。私にとりましては、一通り読んだ程度では内容を正確に理解することはできないものであります。

現代人であるホモサピエンスが他の生物を押しつけてこの地球の頂点に君臨できたのはなぜか、人間はどのような発展過程を過ごしてきたのか、人類はどこから来て、どこへ行くのか、人間、すなわちホモサピエンスが地球上にあらわれてから、現在、人口が70億人となり、現代社会を築き上げてきた要因は何かと解説した壮大な歴史書でもあります。この本は相当複雑な構成になっているわけであります。1、認知革命、2、農業革命、3、科学革命、4、これからの時代へとといった構成となっております。

ところで、教育はどのような人類発展の役割を果たしてきたのか。また、我が国での教育の意義を問うというお尋ねでございます。認知革命、農業革命、科学革命を御説明を申し上げて、それにかえたいと思います。

人間、すなわちホモサピエンスだけに認知するという能力が備わっていたわけでありますが、相手を仲間として認識することができる能力を持っていたということでもあります。このことは集団においても言えることだそうでございます。人間だけが信頼し合うことができるということであり、人間としての集団が大きくなっていったわけでもあります。このことは現代にも通じる教育の原点でございます。このことをハナリは空想的虚構と言っております。人間は人を信頼することができるということから、人間の社会においては信用ということが通じる社会になっており、このことが人類を地球の頂点に押し上げたとも言えるのではないかと書いております。

次に、農業革命であります。約1万年前ごろから、それまで狩猟採集生活をしていたホモサピエンスが一定の作物を生産して定住を始め、協働で生産活動に従事して数千人規模の都市を形成していきました。定住ということから、毎年の繰り返しや計画的な生活へと発展していったわけであります。このことも教育そのものの考え方と位置づけることができるものであります。

次に、科学革命であります。蒸気機関の発明による科学革命であり、西暦1500年ごろの世界の人口は5億人程度であったそうですが、それから500年後の2000年には70億人に人口が増加したわけであります。人類、すなわちホモサピエンスだけがなし遂げたものであり、誇れるものであります。

今後、何を手がかりにして人類であるホモサピエンスが生き延びて、さらに反映していけるのか、それはやはり人間らしい信頼を基本とした人間と人間のかかわりの中で構築していけるものであると考えております。このことは教育の原点でもあると捉えているわけでございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 教育が人間の信頼を育むものだというふうなお答えでございます。実に腑に落ちる御説明でありまして、そうした見識でもって本町の義務教育課程のみならず、公民館など生涯学習の全般を牽引していただければと念ずる次第であります。

予測できない未来、これに対応する能力が要るんだということであります。同じ著者がホモ・デウスという本を記しておって、今後の人間がどうなるのかを解いていたと思いま

す。今後の社会、そこに生き抜く人間に対してホモ・デウスが説いてきたことを参照して、教育長の本町の基本計画に盛ろうとする骨格を御説明願えたらありがたいです。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林昌秀議員の再質問にお答えいたします。

「ホモ・デウス」の中に書かれております人間像の受けとめ方と、それをまんのう町教育振興基本計画の中にどのように取り入れるかというお尋ねでございます。

このお尋ねも私にとりましては大変難しいものであります。今の時点でお答えできる範囲で御回答を申し上げたいと思います。

先ほどの御質問におきまして「サピエンス全史」についてのお尋ねがございましたが、この「ホモ・デウス」につきましても、議員さんからお話がありましたように、ユダヤ人のハラリが執筆したもので、上下巻に分かれておりまして、1冊が300ページにわたる大作でございます。「サピエンス全史」以上に難解な言葉で表現されたもので、読み切ること到大変苦勞いたしました。

「サピエンス全史」が、地球上におきまして頂点に立つまでの人間、すなわちホモサピエンスの歴史について書いたものでございますが、「ホモ・デウス」につきましては人間の過去・現在・未来を記述したもので、特に現在から未来に重点を置いて書かれているように思いました。現在の人間としてのホモサピエンスは、飢餓（飢え）、それから疾病（病気）、戦争を克服しながら人口増の社会をつくり上げてきたわけでありましたが、生産手段の進歩によって飢餓から脱出し、科学技術の進歩によって細菌をやっつけることが可能になり、疾病からも脱出してきたわけであります。

また、人と人の争いから起こる戦争も、争いを克服する歴史でもあり、現在においても紛争は絶えないわけでありますが、人類はそれを乗り越える努力を積み重ねてきたわけであります。

ところで、「ホモ・デウス」とはいかなる意味を含んでいるのかと申し上げますと、やがて未来社会は不死・至福といった社会が到来するのではないかと問いかけております。遺伝子工学やAIによるコンピュータの飛躍的な発達によって、人類が獲得できるものは大きいと考えているわけであります。しかし、その先に人類は滅亡へと近づいていくとも書いております。

10年の眠りから目覚めた人間は、この人間社会を理解することができるでしょうか。余りにも進化の速い現代社会をどう生きていくかということを私たちに問いかけていると思います。この時代を生きていく子供たちに確固たる生き方を提示していくことが私たちに求められているわけであります。

そこで、確固たる生き方とは何かが問われるわけであります。我々がどうありたいのか、未来についての想像力を働かせることが大事ではないでしょうか。そのためには、今をよく知り、過去をよく理解し、常に未来を考えることを大切にしていこうと考えております。

「ホモ・デウス」のこの本は、予言書ではなく、可能性の一つであると受けとめて、人類の新たな可能性が述べられているので、そのことを大切にしていきたいとも考えております。

現在、まんのう町教育振興基本計画は策定に向けた作業が進んでいるわけであります。次年度には完成の運びとなる予定でございます。これからの社会がいかにＡＩや科学技術が進んでいこうとも、人間らしい触れ合いや感性を今以上に大切にしていきたいと考えている次第でございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 大変、教育長さんの持つ倫理観、価値観がよくあらわれた御答弁をいただきました。未来へ展望を持つ力を持たないかん、そうしたことでしょう。

ちょっと地についてお話を聞きたいと思います。平成の時代に言われた新しい学力観というのは、本町においてはどのように運用されたのか。そして、総合学習、アクティブラーニングということが随分提唱されておりました。これを教育委員会がどのように学校や園を指導し、それが学校や園で実践されたのか、この御答弁を願います。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答えしたいと思います。

この内容につきましても、突然のお尋ねでありますので、正確にお答えできるかどうかわからないわけでございます。

アクティブラーニングということについて、お尋ねの中に基本のワードとして入っていたように思います。今までの教育が、先ほど申し上げましたように、明治５年に学生制度が始まって以来、約１５０年がたつわけでございます。その中で大部分はキャッチアップ型の教育を実施されてきたように思います。ここ１０年以内に新しい教育の方向が形づくられてきたわけでございます。それでアクティブラーニングについてお答えすれば、多分、御理解をいただけるのではないかと思います。

これは、新教育課程が１０年前に文部科学省から発表されまして、その新教育課程の目玉はアクティブラーニングという言葉に代表されておりました。それでアクティブというのは能動的、活動的なラーニングですから、学習であるというふうに私たちも捉えておりました。ですから、従来型の教え、記憶させ、叩き込むという教育から、子供たちが積極的に活動し、行動し、その中から学んでいくという形態を文部科学省も想定したのだというふうに思っております。

それで、そのアクティブラーニングという言葉が非常に先行いたしましたので、文部科学省もそれだけではいけないということで、アクティブラーニングをさらに具体化した言葉として、主体的、対話的な深い学びということに置きかえたわけでございます。今、申し上げましたように、主体的、対話的で深い学びというのは、一人一人の子供が自立をし、大勢の人と対話をして深い学びに進んでいく、そういう意味にとれるわけでございます。

これは、私たちまんのう町の教育委員会におきましては、この考え方については先行す

る形で随分前から考えておりましたし、研究を進めてきたところでもあります。以上でございます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私などはキャッチアップ型の従来型の教育を受けた人間で、学校というのは四十数年前に出てから行ってないんで、学校が何をしよるのかわからんです。運動会に行くとすばらしい、感動的ですからあります。先生方と児童生徒が一緒になって、ここまでやっと思ったんか、ここまでできるんかという感じであります。

ただ、アクティブラーニング、主体的で対話的で深い理解を育む教育がどのようにされているのか、私もちょっと一度実地検分したいと思います。議会が見に行くというのと差しさわりあるでしょうか。それを受け入れてくれる可能性があるのかどうか、検討の余地があるのかどうか、ちょっと御答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 御答弁申し上げます。

基本的には、なるべく開かれた学校というのを目指しております。過去におきましては、学校のことを陸の孤島だというふうに言われた時代もあります。しかし、今は学校の教育活動は地域に開かれておりますし、外の世界に開かれておるわけでございます。竹林議員さんの学校現場をもっと見たいという御希望であろうかと思えます。学校にお出かけいただく機会はたくさんあるかと思います。運動会とかそういう機会もありますし、また、年間研究会も持っておりますし、県教委が学校を公式訪問するという、学校訪問と言っておりますが、この機会が毎年ございます。その折には、県教委の担当者と地教委の担当者が参加しておるわけでございますが、十分県教委とも相談をいたしまして、なるべく開かれたような形でお応えできれば、そういうふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 開かれた学校という中で対応を御検討くださるようでございます。私一人でも行けませんし、同僚議員、あるいは委員会とかで相談して、また御相談を持ちかけることがあろうかと思えます。

私は主体性だけで人間が成長するのかなという思いはあります。私は剣道をやっていて、かつて弱かったんですけども、精神の鍛錬、身体の錬磨、技術の達成、これを剣道の目的と掲げてやってきたように思います。鍛える、課題を与える、訓練する、錬磨する、トレーニングする、こういうことも一面で要るのかなと思うわけであります。当然、体罰や虐待があってはなりません、このことについて、主体性、意欲だけで人間は成長できるようには思わない。私が職場に就職しても、自分が全く希望しない職場に配置されて当惑したことは多々ありますが、そこは私が新たな能力を発揮する場であって、逆に一年左遷かと思われるような人事が、自分の物の見方を広げてくれ、深めてくれたようにも思います。鍛える、鍛錬するということについて、教育長の観点を問います。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林昌秀議員の再質問にお答えいたします。

時代がいかに変化しても、人としての倫理観や社会的な価値観を育てる教育が大切ではないかというお尋ねでございます。

全く同感であります。ここで不安に思っておりますことは、人としての倫理観を大事にすべき社会的価値観をどのように捉えるかということが問われることになると思います。現代社会は人々の価値観や倫理観が多様になってきております。過去のように一定範囲の中におさまって同じ方向に向かっているということではなくなっているように思うわけでございます。何をどう捉え、コンセンサスを得ていくのか、これもまた至難のわざであり、そのように考えること自体、当を得ていないのではないかと思うわけでございます。

先日の2月6日に満濃南小学校で研究会がございましたが、毎年、御指導いただいております大阪大学大学院の志水宏吉先生の講演会がございました。日本の教育をリードされておられる研究者で、私たちも大変多くのことを学んでまいりました。

先生のお話の中で、最近、特に日本の学校教育につきまして、世界で高く評価されていて、各国からの問い合わせが多いものがあるそうでございます。それは小中学校における特別活動という領域であります。学校教育におきましては、国語や数学といった教科という領域が一つあります。道徳につきましては、新教育課程の中では特別の教科道徳として扱われることになっております。それと総合的な学習、もう一つが特別活動、いわゆる特活という領域です。何本かの柱によりまして、我が国の学校教育は成り立っておるわけでございます。

今、世界の教育で注目されておりますのが、先ほど申し上げました特別活動でございます。特別活動とは、集団活動を通して人間関係を築いて、その中で自主的・実践的な態度を育て、自分の生き方について考えを深め、自分を生かす能力を養うということを目的に設定されているものです。この分野につきましては、よく御存じの卒業式や運動会、修学旅行、ボランティア等の指導といった広範囲の内容を含んでいるわけであります。

諸外国におきましては、教育といえば知育であり、教科の学習を指すわけであり、日本のように多様な教育指導は行っていないわけであります。外国には特別活動という分野は全くないといってもいいわけであります。

最近、人間教育という観点から特別活動が外国で見直されており、日本の教育制度を取り入れたいということでございます。

そこで、議員さんお尋ねの倫理観や価値観を重視するといった教育は、日本の学校の中では鋭角的な取り上げ方ではありませんが、幅広く教育をしていく中で、公民としての教育が進んでいると解釈しておる状況でございます。小学校におきましては2020年度、中学校におきましては2021年度から実施される新教育課程の中で、そういったことについて考えてまいりたいというふうに思っております。よろしく御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 諸外国においては教科教育だけであるが、我が国においては公民教育とか特活教育、これが充実しているというお話でございまして、私もそれは非常に納得できます。

国際化、英語のお話がありましたが、私、5歳になる孫のお遊戯会に行ってくると、マイケルジャクソンの英語の歌を歌いながら踊るんです。何することやと思いました。わかってもないのに英語を歌わせてどうするんか。それよりもまず日本語をきちっと身につけて、日本人としての考え方を身につけて、それからゆっくり読めたらええんじゃないかと。

私はインテルがマイクロプロセッサのマルハチプロセッサを開発したときに、それを取り寄せて読んでいる人たちと机を隣り合わせでした。彼らは読めました。しゃべれなかった。でも学会で発表できた。どうしてかということ、読んで論文書いとるから、論文書いとる内容は質疑できるし、言うことがこれだとわかっていたら、質疑応答はできるんです。やっぱり日本がここまで来たのは、明治維新以来、英米を相手に戦艦や飛行機をつくり、航空母艦つくって一戦を交えるぐらいに科学技術が発達したのは読めたからだろうと思います。教育長、読める英語教育が重要だと思うんですが、教育長の考え方を問います。

そして、国際社会に生きるためには、我が町まんのうで生まれた郷土教育、日本人であること、民族や伝統を継承することが本当の日本人をつくり、本当の日本人をつくり、まんのう人をつくっておけば、ニューヨークへ行こうが、アラスカへ行こうが、どこでも通用するのではないかと思います。教育長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林昌秀議員の再質問にお答えいたします。

国際化社会を生き抜くために、伝統を継承した真の日本や郷土に根差した教育が重要ではないかというお尋ねでございます。

国際化が急激に進み、諸外国との距離は、政治的にも経済的にも文化的にも切り離すことができない状況にあることは言うまでもありません。毎日の報道を見ておられますが、国際化という視点を抜きにしたものはないわけであります。過去には、遠い異国で起こったことは、私たちには大きな影響はなかったわけであります。しかし、現在におきましては、アメリカと中国の問題が、イギリスとEUの問題が日本に強い影響を与えておるわけであります。

そこで、お尋ねの伝統を継承した真の日本や郷土に根差した教育が重要ではないかということですが、国際化とは多くの識者の言をまっまでもなく、外国に同化することではないと私も考えております。現在、私たちが身を置いております我が郷土や日本という伝統の中に息づいてきたものを、また、そこから学んできたわけであります。軸足をこの郷土にしっかりとつけた教育をしていくことは当然であります。この郷土に教材を求め、地域の人と連携することを大切にした教育を目指していきたい、そういうふう考えておるわけでございます。英語を子供がしゃべることが目的ではございません。日本的

なものの中に、その延長線上として国際化を目指した英語理解ということもやはり重要な側面でありますので、そういう位置づけでまんのう町の学校教育については考えていきたい、そういうふうにも思っておるわけでございます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 今後、また3年間、教育長の重職をお願いする教育長さんの価値観、教育観、人間観を十分に御答弁いただきました。

私は高校の教育が非常に問題だろうと思っております。私たちが習ったときの高校3年の教科書は英語の原文でした。今、高校生がやっているのは日本人が書いた英文です。あれでは通用しないと思います。

義務教育課程は、私は立派な世界に冠たる、これ以上はないようなものだとは思っております。学校や教育関係の活動を検分することを実に楽しみに御期待申し上げて、1本目の質問を終えたいと思います。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

2番目の質問に移る前に、ここで休憩をとりたいと思います。

議場の時計で10時55分まで休憩といたします。

(白川正樹議員退席 午前10時42分)

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、竹林議員、2番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 2番目は、本町は総務課に防災アドバイザーを配置して、間もなく2年が経過しようとしております。この配置の狙いは達成されたのか、その活動、成果、実績の検証の答弁を町長に求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の防災アドバイザーの配置の狙いは何だったのか。その実績検証を行い報告を求めるという御質問にお答えいたします。

平成29年6月に、各種災害を含む危機管理対応を円滑に行うため、総務課におきまして、主に防災業務に従事する者として、陸上自衛隊OBの楠見氏を防災アドバイザーとして採用いたしました。

これまでの具体的な実績といたしましては、町内各地区や自主防災組織の防災訓練等における防災講話や助言、生涯学習の一環である仲南・満濃大学や社会福祉協議会の研修会等における防災講話・実習などを通じて町民の防災意識の高揚のための啓発活動等を行ってまいりました。

また、平成30年度は町内で防災士の資格を保有する住民の方により設立されました防災士連絡協議会とともに、地区文化祭や通学合宿、学校等の避難訓練などにおいて、地域

住民や子供と一体となった防災活動を推進してまいりました。

町内におきましては、一昨年、昨年と続いて風水害による土砂崩れや河川の護岸崩壊、ため池の増水などが発生しており、今後も地球温暖化による豪雨や南海トラフ地震に対する災害対策をソフト・ハードの両面から継続して実施する必要があります。

引き続き、町民の皆様の防災意識の高揚のため、防災アドバイザーの積極的な活動を求めているところです。答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 善通寺の第14旅団司令部の総務課長で、東北震災の四国からの出動部隊の編成を行った人ですね。ですから、四国の部隊の配置、高知に工作部隊があり、松山に砲兵部隊がありとか、どこにどういう陣容があるかよく知っているわけで、これが県と自衛隊との連絡調整をしてくれれば、本町の危機対応は極めて機敏にいくだろうと、そんなに思ったわけです。

中部方面隊においては、作戦のシミュレーションをやったりしてましたね。うちの防災本部とか消防団の編成、運用、訓練とか、指揮官として、参謀としての経験を発揮してもらい、もう少し幅広い役割を持ってもらってもいいのかなと思いますが、町長、いかがお考えになりますか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の質問にお答えいたします。

通常の軍事作戦におきましては、諸職種で編成される部隊の統合運用のもと作戦が遂行され、自衛隊におきましても陸上の近接戦闘部隊や後方支援部隊と相まって、航空部隊、海上部隊、状況により米軍などの他国の軍隊との共同作戦を遂行する場合があります。

このような場合、異なる装備・性能や複雑な編成からなる軍事組織の能力を最大限発揮させるためには、指揮官を支える組織のスタッフによる適時性、先行性、並行性、完全性を持った統制・調整能力が極めて重要であり、防災アドバイザーも現役時代に図上訓練や実動訓練を通じて能力向上を図ってきたところでございます。

大規模な災害が発生した場合には、役場は災害対策本部を立ち上げ運営していきますが、職員を初め防災関係機関や指定公共機関などさまざまな組織が応急対策や災害復旧活動に携わることとなります。通常とは違った臨時的組織が円滑に機能するためには、おのこの組織の特性を理解し、適切に統制・調整し、関係職員や資器材を適材適所に運用していかなければなりません。

(白川正樹議員着席 午前11時01分)

このため、防災アドバイザーは災害時には災害対策本部運営時の調整のかなめとなる本部要員として運用し、平素においては各種防災訓練などに役場職員として参加させ、防災関係機関との連携強化を図ることにいたしております。

また、訓練や力量を伸長させる経験ということでありますが、日ごろ、防災アドバイザーには町民の防災意識の高揚のための啓発活動や防災士連絡協議会とも連携を図り、地域防災力の向上や自主防災組織の活動、組織の推進等に携わっていただいております。

また、平成30年7月豪雨災害に代表されますたび重なる水防対応におきましても、水防本部要員として従事いただき、本部設置前の平時の準備から本部設置後の本部運営、情報集約、活動指揮等、防災アドバイザーとしての知識や能力を発揮して本部の対応能力の向上を図っていただいたところでございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 水防本部の本部要員として設営やら運用に深くかかわっていただいたということであって、これまでの経験をいかに発揮していただいたようで、心よりその働きに敬意を表し、お礼も申し上げたいと思いますし、それを運用した総務課長や副町長、町長らにもお礼を申し述べたいと思います。

要は、四国は全県に自衛隊が配置される態勢に14旅団になってなりましたね。徳島には飛行部隊もあると。ヘリコプターありますね。非常に高度な展開能力を持っておるわけですが、大規模災害が起きたときにうちの町へ来てくれるのかと。高松や丸亀に行ってしまえへんのかという心配があるわけです。

これには、善通寺の第14旅団長、第15連隊長、そして我が町は第15連隊本部管理中隊が所管ですね。本部管理中隊というのは定員充足率が一番高くて、作戦、補給、通信、経理、人事、全てを持った頭脳集団が本町の所管です。ここといかに密に連絡をとって、電話かければ、即、総務課長の声だと向こうがわかり、即応体制するには日ごろの交流、情報共有、本町の地図は本部管理中隊の隊員たちはみんな頭の中に入っとるぐらいにしておけば、我が町が安全かなと。その即応体制が早ければ、早く出動態勢を組めば、ほかへ行くより、先、出動してしまえば、うちの町は。

日ごろの第14旅団と第15連隊、本部管理中隊との連携を深めるのか、その手だてを町長はいかがお考えなのか、御答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の質問にお答えいたします。

近年、各地で発生する大規模災害におきましては、警察、消防、消防団など各種支援活動とともに、自衛隊による人命救助活動や災害復旧活動は被災自治体にとって極めて重要な活動であります。

平成28年の熊本地震において大きな被害を受けた熊本県知事が、災害対策本部活動を通じての教訓の中で、防災関係機関と県庁との日ごろから顔の見える関係の重要性を指摘されており、これが災害発生時の災害対策本部の初動対応に大きく影響したことを述べられております。

まんのう町は、善通寺市に所在する第15即応機動連隊に所属する機動戦闘車隊が隊区担任部隊であり、本年2月に国営まんのう公園で行われました香川県国民保護実動訓練におきまして共同訓練を行いました。

今後は、防災訓練、国民保護訓練など、さまざまな機会を通じて平素から自衛隊の防災担当者との緊密な連携を図っていくとともに、駐屯地創立記念行事や部隊研修などを通じ

て自衛隊の装備や能力について理解を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 第14旅団長が赴任されたら、町長さんが総務課長さんと御挨拶に行かれる。議長も同伴してもいいのかなと。また、転任されるとしたら、お礼の一席設けてもいいのかなと。所管する部隊と本町の幹部が年に何回か顔を合わす、懇親を深める関係も要るのかなと思うわけであります。やはり人の関係性で動くわけで、信頼性、電話がかかってきたときに、即、相手の表情や考え方がわかっておるということがいかに大事であるか。日ごろの人的関係の蓄積が大事だろうと思います。これを防災アドバイザーの助言を得て、町長が的確に対応される気があるのかどうか、これをお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

経験豊富な防災アドバイザーの方でございますので、本部との深いつながりも持っておられると思いますので、大いに活躍していきたいし、我々も一緒になっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 通常は第14旅団は総隊記念式典、それから展示とっている演習を見せてくださいますね。ぜひとも本町から町長が行っていただいて、我々も何人か見ていっていいかもわかりません。自衛隊が部隊運用するときには、どのような手順でやるのが如実にわかります。

南東方向をごらんください。浜松の何とか航空軍が侵入しますと見て見上げた瞬間に上へ来てます。もう寸分たがわずぴたりと式典に合わせて部隊運用というのはされます。これを見ると、安心・安全、やっぱり身近に14旅団がいてくれていいなと心強く思うわけであります。町長が直に見分されることをお勧め申し上げ、自衛隊への信頼感を我々がいかにお伝えし続けるかが大事だろうと思います。

ハノイでは金正恩とトランプさんが談義しております。韓国駐米軍が引き上げるかもしれないという憶測の報道が流れました。町長が有事法制をどのように理解しているのか、武力事態とはということなのか、町長の理解しているところの御説明を願います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問にお答えいたします。

有事法制とは、我が国に対する武力攻撃事態が発生した場合、我が国としてこれに対処する際に必要となる事項を定めた法制であり、戦争や大規模テロなどの緊急事態において、国が国民の生命・財産の保護、福祉の維持に係る必要な処置を講じ、警察、消防、自衛隊などが必要な準備と行動を行い、そして国民自身が自身の生命と財産を守ることとなります。

我が国における有事関連法で根本となる法律は武力攻撃事態対処法、改正安全保障会議

設置法及び改正自衛隊法の三つであります。

武力攻撃事態対処法は、武力攻撃事態等への対処に関する国の基本理念、意思決定の仕組みや、国、地方公共団体、指定公共機関などの責務・役割などを定めております。

改正安全保障会議設置法は、事態対処に係る安全保障会議の役割の明確化・強化などについて定め、改正自衛隊法は、事態対処に当たっての自衛隊の任務遂行等に係る規定などを定めております。

また、関連7法として国民保護法、特定公共施設利用法、捕虜取扱い法などの七つの法律があります。町といたしましては、国民保護法に定められた国民保護計画に基づき、国や県からの警報の通知、避難の指示に基づく住民の避難誘導や救援活動、消防活動、応急措置などを行うこととなっております。

また、四国地区におきましては、各県単位で国民保護に関する図上訓練や実動訓練が行われており、香川県におきましても、これまで図上訓練を実施するとともに、本年2月には、国営まんのう公園において爆破テロ事件の発生の想定により、警察、消防、自衛隊などの関係機関が参加した実動訓練が実施され、まんのう町役場からも現地対策本部要員として参加いたしました。来年度も図上訓練が予定されており、今後、積極的に参加し、住民の避難実施要領を深化させてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 我々に身近な法律ではありませんので、有事法制はなかなか難しいですね。しかし、本町のその専門家が駐在しているということは、何物にも増して心強く頼りになります。防災アドバイザーを中心に、少しずつこうした有事体制の運用のことも考えていけたらと思います。

我々は土地改良事業や公共事業の発注や義務教育施設の整備とかはノウハウ蓄積随分されてますね。こういうふうには時間はかかりますが、職員の相対、大体がわかっというぐらいにすることが必要なんじゃないかと思えます。

ところで、ソ連が満州に進出したときに、我が国の人たちを放置して、関東軍が真っ先に逃げ出したと。沖縄守備隊は米軍への徹底抗戦はしたけれども、沖縄県民を守る考えはなかった。当時の陸海軍は国隊を守り、我が国を守るという考えはありましたが、国民を守るという考えはなかったですね。

ところが、有事法制において国民保護法が成立したと。国民保護計画に基づいて、本町がどのような役割を果たすのか。この国民保護計画の運用は、災害避難と権利義務関係はどう違うのか、町長の掌握しているところの御説明を願います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の質問にお答えいたします。

本町におきましては、平成19年3月にまんのう町国民保護計画を策定しております。町国民保護計画は国民保護法に基づき武力攻撃事態等に対処するものであり、まんのう町

地域防災計画は災害対策基本法に基づき自然災害等の災害に対処するものでございます。相違点が多々見られますが、町のとるべき体制、情報伝達手段など類似する点も多いことから、その活用を図ることといたしております。

しかしながら、武力攻撃事態等による避難は災害避難とは本質が異なり、警戒区域外への速やかな避難及び広域的な避難など、事案の特徴を把握した避難を必要としておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長さん、やってくれとったんやな。平成19年に本町の国民保護計画版があったんですね。私は何ちゃ知らなんだ。やっぱりこういう計画を立てたら、私たちに説明してもらいたいですね。協力もできる。私の理解するところでは、活動の実質は国民保護計画も災害避難も同じなんですけども、国民保護計画は政府から指示が出ると、言うとおりにせいかんと。自衛隊がどう対応するか、向こうがどうせめてくるから、こっちへ逃げてくれというのは、政府が指示せな、我々は判断できんけれども、災害対応というのは、本部長たる町長の指示で動くという地方自治の原則が働いてますね。ここを理解した運用だろうと思うわけであります。

既に国営公園は南海トラフが崩壊したときの救援物資の集積とか、高松空港がその救援の場所とか、本県は南への救済の位置づけが大きいですよ。そうした役割をじわじわ立てていけたらと思います。

それで、私は防災アドバイザーたちが県の危機管理課のリーダーシップのもとに、常時、連絡調整関係を持っておくことが大事だろうと思います。そこが啓発や普及活動、お勉強会を続けてくれていけば、広域連携がうまくいくのではないかと思います。これについて町長から知事に求めたり、現状はどうなっておるか、この広域連携体制の運用についての町長の現在掌握しているところの御説明を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問にお答えいたします。

現在、香川県におきましては、自衛隊OBが危機管理監等として、当町のほか県庁、坂出市、丸亀市、善通寺市及びさぬき市の危機管理部門に配置され、防災業務などに従事しております。

これらの自衛隊OBの研修と連携の現状でございますが、関西の2府19県を統括する兵庫県伊丹市の中部方面総監部において管内の自治体に勤務するOBによる意見交換会が毎年行われており、各自治体の防災体制や訓練の現況、今後の取り組みなどについて意見交換などを行っております。

まんのう町といたしましても、大災害は一旦発生すれば行政区を越えて広範囲及ぶことから、迅速な応急対策や復旧・復興に対応するため、市町の枠を超えた広域の防災体制の構築が必要と考えております。

特に隣接する自治体とは災害時の対応、特に傷病者、被災者の受け入れや支援物資の保

管、職員派遣等について相互援助体制を確立する点から、平素からさまざまな機会を通じて危機管理部門との連携を深めていくことが重要と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長の答弁を拝聴しますと、実に防災アドバイザーや総務課の中で入念な論議がされ、種々着手されているのだということがよくわかります。住民への安心・安全は、やっぱりそうした本気で取り組む姿勢が伝われば、安心・安全が育まれるんだろうと思います。

初代の防災アドバイザーは手探りで、受け入れた総務課の側もどのようなことをお願いしたらいいのか、紆余曲折を乗り越えながらのことであったと思いますが、この２年間に積み上げられた実績に対して心よりお礼を申し上げて、ますますそうした方向で展開されることを御期待申し上げて、２本目を終えたいと存じます。

○田岡秀俊議長 ２番目の質問を終わります。

引き続き、３番目の質問を許可いたします。

竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私は行革の弊害に警鐘を鳴らしたいとずっと思っておるわけであります。行革のムードが２０年も続くと、これは弊害ばかりになる。総務課の行政改革の所管は何を手がけたのか、実績と課題の報告を求めます。

手がけていることへの期待と、それに対しては注目しておって、私もそれは非常にありがたいことだとは思っております。町長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の総務課の行政改革の所管は何を手がけたのか、実績と課題の報告についての御質問にお答えいたします。

国の示す行政改革には、民間活力を導入するための事業や民間委託から行政機構改革に至るまでさまざまなメニューがありますが、こうしたものはあくまでも例示であり、どのようなことを実施するかについては各自治体の裁量に委ねられております。

本町においては、それまでにない新たなものに取り組むことを行政改革と広義に定義しており、現在、庁内ＯＡ機器包括マネジメント事業を実施いたしております。これは、それまで各部署、機器ごとに個別に調達・管理していた印刷関係機器約８０台を行政改革推進室が一括調達、一元管理するだけでなく、その運用についても包括的にマネジメントすることにより、経費節減及び職員の事務効率化を達成しようというものであります。

また、行政運営の資源である「ヒト・モノ・カネ」のうち、モノ・カネの乏しい小規模団体である本町におきましては、ヒトたる職員を、本町発展のための最大の経営資源として重視すべきとの観点から、人材育成に関する業務を人事管理部局から移管し、行政改革推進室において集中的に実施しています。

例えば、職員個々の職能スキルを向上させるための業務リテラシー対応型研修制度の実

施、また、人材育成を目的とした人事評価制度の設計開発及びその実施など、職員を育成するためのさまざまなメニューを展開しております。いかなる施策、事業、制度を企画立案し、実施しようとも、それが真に成果あるものとなるか否かは、結局、その担い手たる職員個々の力量に委ねられると、このように考えております。

また、職員の労務・業務全般を網羅し、体系的に管理するため、現在、リテラシステムを運用していますが、こうしたシステムの維持管理、そしてプログラム開発なども行政改革推進室が手がけております。

なお、改革には必ず正・負の両側面があり、そこに痛みが伴います。したがって、企画立案に当たっては、職員その他関係者の理解を得つつ、最大限の成果を上げるための方策を慎重に検討する。そして決定した暁には、リーダーシップを発揮しつつ、積極果敢かつ大胆に実行に移す。こうした点が課題というよりも、今後、改革を推進していく上で、考慮しておくべきことであろうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 行革のやってきた経過が報告されて、私も業務リテラシーの運用はすばらしい成果を上げていると思います。やはりこれは職員の規律が上がるだけじゃなくて、どんな仕事をしているのか掌握できるわけですし、私も在職中にあれにあずったんですけれども、これを達成したというのは大きいです。立派なことだと敬服申し上げます。

個々の職員の力量が行政の水準を決めるんだということで、教育長の答弁とよく似た内容のお話であります。人事評価、これは職員の力量を増し、育成するためにやるんだという観点でされたと聞きます。私は、それ、試行している段階で現職を終えたんですが、いつから本格採用になっているのか。人事評価システムがどのように機能し、どのような弊害、あるいは克服すべきことがあるのか御答弁を願います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の人事評価についての御質問にお答えいたします。

本町の人事評価は、平成23年度に制度設計を行い、翌年度の平成24年度から施行を開始するとともに、同時にシステム開発にも着手いたしました。そして、試行結果を踏まえた制度改善、システム改良を加えていき、地公法改正にあわせて平成28年4月から本格稼働させております。つまり、現在ではこの人事評価の実施が法規上で義務づけされているということでございます。

なお、こうした制度の構築において完成型というものは存在しないと考えております。したがって、今後とも制度を実施していく中で、改良に改良を重ねていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 この職員一人一人が評価することも大事ですけども、目標を立てる仕組みになっておりますね。目標をどのように立てますかというのが課長さんの力量、腕の発揮のしどころじゃないかと思うわけです。私も悩んだのは、職員にはこれをやったぞ

と自信をつけささないかん。できとらへんやないかといって、期末に叱ったんではいかんのですよね。どうやってでも実績を上げささないかんというプレッシャーが管理職にかかるわけです。私、考えたのは、一番目は町としてせないかんこと、課として取り組まないかん正念課題です。これは医療費下げいうたって、めんどい時期下がらへん。しかし、掲げないかんことを1番目、2番目に掲げて、3番目、4番目はやってないことをやったらやった成果出ますよね。やりやすいこと、結果が出やすいことを三つ目か四つ目の目標に掲げたらどうかというふうにしたんですね。五つ目は、私は月刊福祉を読む。私は中四国農政局が出している農業構造改善、山村振興を読むとかというふうに、お勉強しますという自己啓発を五つ目の目標にしてくれたらというふうなことをやったんですけど、あれ、2年やったんかな、こっちも緊張してうまくいかなんだです。課長方の指導力が要るんで、課長方の指導力をどのように育成しようとしてきたのか、しているのか、それを聞きたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の課長方の指導力が要るが、どのように育成しようとしているのかという御質問にお答えいたします。

人事評価制度のもう一つの柱であります能力評価では、一般職、監督職、そして課長等の管理職のそれぞれの職位ごとにまんのう町職員として望まれる職員像及びその職員のとるべき行動、言動をあらかじめ規定しており、そして制度上実際に職員のとった行動、言動に対して、この規定に基づき、例えば課長等の管理職であれば、統率力、折衝・調整力、人材育成力、リーダーシップなどのさまざまな観点から評価する設計としていたしております。

人事評価は自分の長所・短所を写し出す鏡であるとはよく言われる言葉ですが、つまり、能力評価は課長に限らず全職員にとって自分はどのように成長していくべきか、部下をどのように育成していくべきか、その方向を示す羅針盤としての機能を持たせる設計としております。

また、もう一つの柱でございます業績評価では、課長は評価者として部下の目標達成に向けて指導・助言を行う義務を有することになります。このように人事評価制度を実施する過程そのものが職員を育成する役割を担っており、これが人事評価実施の目的は人材育成であるとする理由でございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 助言、指導を通じて職員を育成するのが目的だと。単に評価するだけではないんだということですね。

私、ちょっとこれ、御相談を持ちかけますが、課長さん方が立てた五つぐらいの目標を我々のところへ見せてもらうというわけにはいかんでしょうか。町長さん、これ、検討の可能性はあるかないか、ちょっとお答え願えますか。

町長は公約とか施政方針で出てますから、課長さん方が所管しているところを見せても

らえる可能性があるのかないのか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問にお答えいたします。

町長は町長として1年間の施政方針等を通じて公約等も掲げております。また、それぞれの職員もそれぞれの自分の目標というのを掲げておりますし、課長も課長としての目標を掲げておりますので、それを十分活用してまいりたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 一遍にはいきませんね。人事評価の運用は、教育長が長い蓄積を持っております。勤務評定というのは、日教組と文科省が何年争ったことか。そしてそれは定着して、広範な人事異動を教育長は仲善の教育事務所長としてやっていたわけで、この経験を持つ教育長の人事運用の視点のアドバイスをもらたらと思いますが、教育長、長らく教職員の人事運用をしていた経験から、本町の人事運用をどのようにしたらいいのか、お気づきの範囲、可能な範囲でお答え願えますでしょうか。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林昌秀議員の再質問にお答えいたします。

教職員の人事評価の視点についてのお尋ねであります。

本題に入る前に、県費負担教職員の取り扱いにおける県教育委員会と町教育委員会での役割分担につきまして御説明を申し上げておきたいと思えます。

議員さんもよく御存じのとおりでございますが、公立の市町村立学校の教職員の給与は、市町村立学校職員給与負担法によりまして、県で全額負担することとなっております。また、勤務時間、その他の勤務条件につきましても、県の条例で定めることとされております。さらに、採用や任命につきましても、県の権限として取り扱われているところでございます。

それでは、町の教育委員会は何を担っているかということになります。

1点目は、校舎等の施設整備やその管理等を行っております。2点目は、学校の管理運営につきまして、管理規則に従いまして実施をいたしております。3点目は、教職員の服務につきまして、服務に関する規則に従いまして指導、監督をしているところでございます。4点目は、教職員の研修についてであります。研修の重要性に鑑みて、県でも基本研修を実施いたしておりますが、町の教育委員会におきましても、まんのう町の実態に応じた研修体制を実施いたしております。昔から言われておりますように、教職員も市町村立の職員であります。県教委と町教委との二重構造による指導体制で運営されているところであります。

ところで、教職員の勤務評定についてであります。その目的は職務の遂行状況の把握と客観的な事実及び実績に基づいた評価を行い、その結果を人材育成や能力開発に生かすことを狙いとしております。

教育現場という特殊性を考えて、教員に対する勤務評定は第一次評定者を教頭、第二次評定者を校長とし、複数の目で評価を行い、客観性、公正性を高める配慮をいたしております。

また、評定要素といたしましては、意欲、行動特性、実績の三つの要素について学習指導、生徒指導、進路指導、校務分掌の評定項目ごとに評価を行っております。

評定の結果につきましては、能力開発、指導育成、人事配置、承認、選考等に活用いたしております。

校長につきましては、教育委員会におきまして教育長が評定を行っているところでございます。

私といたしましても、公正で正確を期すため、学校現場を見る機会をなるべく多く持つように心がけております。

また、年2回、文書による学校経営の報告をお願いいたしておりますが、この機会にはなるべく面談をし、直接悩み等を聞きながら情報の収集に当たるとともに、学校経営の場としても相談に乗っておるところでございます。

また、県教委の学校訪問のときを先生方の授業や学校経営の様子を見る機会として捉えております。学校はさまざまな行事を持っております。入学式や卒業式、運動会や学習発表会、キャンプや体験学習等の校外学習の機会も学校指導の場と捉えておりますが、やはり校長は学校組織のトップでございますから、お任せすることを基本にして、精神的な支えになればと常々思っているところでございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長に問います。

こうした大きな組織の中で運用してきた教育長の見識を本町の目標管理、人事運用において、知恵袋として活用する気があるのかないのか、この御答弁を願います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問にお答えいたします。

教育長のほうからも説明がございましたが、一般公務員も教育公務員もその勤務評定の目標は同じであります。勤務の実態を正確、公正に評価すること、その結果を人材の育成や能力開発等に生かすこと、そして職員の資質、能力の向上と職場の活性化を図ることは言うまでもありません。一般行政職員の勤務の評価につきましても、評価者の研修を高めて評価を柔軟で温かいものにすることは大切であると考えられます。十分検討し、勤務評定を実施することにより、温かい雰囲気の中で活性化していくことを大切にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 学校現場も、それから本町内の行政職員たちも大きな成果を上げてますね。町長さん、うちの町、話題ひとり占めで、また水源涵養サミットをやったり、綾子踊があったり、ヒマワリがあったり、それから教育委員会においても非常に顕著な実績

を上げておいでて、周辺の注目の的であります。これは人事運用がうまくいっているからだと私は推測するわけであり、このような方向でさらに人事運用に関してはお願いしたいということでもあります。リテラも機能してますね。

ところでもう一つ、行政評価をやったまま、あとやってませんね。施策や事務事業が地域や住民生活にもたらした効果をどのように測定して掌握するのか、その評価ですね。それが予算策定に直結するような運営が期待されるんですが、これを町長はどのように理解して、どのような手だてを講ずるつもりなのか、これを問います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問にお答えいたします。

組織運営・管理の分野でよくP D C Aサイクルという言葉が使われておりますが、これは、プラン、計画、ドゥ、実行、チェック、評価・検証、アクション、反映・改善の英語の頭文字をとった用語で、主に生産管理や品質管理を、継続的に改善していく手法のことでございます。

よく役場の仕事ぶりをお役所仕事とやゆされることがありますが、前例踏襲、事なかれ主義という言葉に代表される状況を打破し、脱却するためには、本町にこのP D C Aサイクルの手法を取り入れるべき。もっと具体的に言えば、労務管理でのP D C Aサイクルとしての人事評価制度、そして竹林議員の言われるところの業務管理でのP D C Aサイクルとしての行政評価制度、この二つの制度を車の両輪として本町の運営を遂行していくのが望ましいのではないかと考えております。

しかし一方で全国を見渡せば、過去この行政評価を実施していた自治体の約4割が既に廃止、中断いたしております。

また、本町でも、以前実施していた行政評価の一部である事務事業評価を現在は休止扱いとしていますが、その理由は簡単で、かけた労力、時間と比較して望むほどの成果が得られなかったからでございます。

制度設計とはいわばルールづくりでございます。また、P D C Aサイクルでは、C、評価もちろん重要ですが、それ以上に重要なのが、A、反映であり、この評価結果を新たな計画に反映させることにより、初めてこのマネジメントサイクルが循環することになります。

そして、行政評価でこのAに当たるのが、一つには、評価結果の総合計画など長期計画の進捗管理への反映であり、もう一つが、評価結果の翌年度当初予算編成への反映であり、これらを達成することが制度実施の成果でございます。

したがって、成果が得られなかったということは、そのためのルールづくりが甘かったということであり、それがゆえ、評価結果を求めるためだけの評価制度、つまり手段が目的化した形骸化制度に陥ったのではないかと考察いたしております。

こうした反省をもとに、現在、全国の行革担当有志や大学教授らとともにネットワークを形成し、意見交換などを行っていますが、いずれにせよ、限られた予算内での施策の優

先順位づけ、また、バリューフォーマネー、つまり最小限の投資で最大限の成果を得るための方策追求、こうした観点からも、本町の行政運営上、行政評価は必要不可欠と考えておりますので、こうした取り組みを今後とも継続していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 行政評価は形式的で無駄が、徒労が多かったですね。

年次の成果報告書、あれを町民生活や住民生活、町内の実態を表現するものにして、即、行政評価にすれば、決算審査がそのまま行政評価になりますね。これが一番いいと思います。

県議会は行政評価、決算委員会とやっておりますね。だからそれでいいんですよ。ただ、今のままでは、役場がこれやりただけで、成果、効能が書かれた町政報告や年次の成果報告書になってない。ここの改善を求めますが、町長、これを幹部と一緒に検討してもらえるかどうか、御答弁願います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再々質問にお答えいたしたいと思います。

役場内で十分検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 P D C A サイクルのお勉強をするには、行政関係のコンサルよりも、日本生産性本部と日本能率協会、これがプロフェッショナルです。あれで私は会社入ったとき、叩き込まれました。竹林君、君の説明はようけ言うた。大事なことは二つしかなかったでとって、部課長から冷やかされて、目標管理の手法は、四国生産性本部が四国電力の中にあります。そこに持ちかけていただいたらと思います。御提案です。総務課長、よろしく願いします。

さて、行政改革はやればいいのではない。緊縮財政を貫くと、職員たちが意欲を失う。新たな町の課題を発見し、何をやるのか。そのために人員は削減し過ぎるとろくなことはない。20年も人員削減と行政改革を続けてどうするのだと。職員の意識改革が必要であり、目標管理も必要でありますけれども、それに拘泥することなく、柔軟な次の10年を向けての総合計画の立案のために、町長、教育長が本町を牽引されることを御期待申し上げ、これまでの実績にお礼を申し上げて、私の質問を終えたいと思います。皆様、清聴ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、5番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

6 番、川西米希子さん、1 番目の質問を許可いたします。

○川西米希子議員 本庁舎の玄関前に旧 3 町の合併を記念して植えられた梅の花がほころび始めました。春の訪れを感じます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまより私の一般質問をさせていただきます。

今回は、マイキープラットフォームについてと、情報技術活用関連業務専門職の雇用についての二つです。

初めに、マイキープラットフォームについて質問をさせていただきます。

総務省はマイナンバーカードのマイキー部分、ICチップの空きスペースを活用して、行政サービスの効率化や地域活性化を図るマイキープラットフォーム構想を一昨年 9 月に開始しました。県内でも既にマイキープラットフォーム運用会議に参加をしている自治体もあり、そのうちの一つの自治体においては、自治体ポイントも発行しています。

この事業のメリットは、マイナンバーカードの普及を加速させることや地元の特産品の購入拡大など、地域経済の活性化につながることです。また、クレジットや携帯電話、航空各社が発行する未活用のポイントを利用することが上げられます。

このほか、特に私としては自治体の課題解決に役立つ自治体独自のポイント付与が効果的、効率的にできるという点に最大の魅力を感じています。これまでの一般質問でも訴えをさせていただきましたが、住民が行う健康につながる活動やボランティアに対してポイントを付与し、これを自治体ポイントとして活用することもできるのではないのでしょうか。医療費の抑制にもつながり、介護予防活動への意欲も高まり、地域経済の活性化にも役立つなど、まんのう町の課題解決に役立つ有効な手段の一つであると思います。

お尋ねいたします。

2020 年度のマイナンバーカードを活用した消費活性化策は、2017 年度から開始しているマイキープラットフォーム等を活用した自治体ポイント事業システム活用を基本として実施される見込みと伺っていますが、本町の情報収集と準備状況はどのようになっていますでしょうか。御答弁お願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西米希子議員の御質問にお答えいたします。

マイキープラットフォーム関係の情報につきましては、2 年ほど前より総務省より通知があり、マイナンバーカードのマイキープラットフォームを活用し、民間事業者が発行したポイントやマイレージなどを地域経済応援ポイントとして自治体ポイントに変換し、地元特産品等のオンライン購入に活用するほか、各種ボランティア活動などにもポイントをつけ、地域の活性化とマイナンバーカードの普及を同時に図るために、総務省が全国の自治体に展開していこうとするものでございます。

国はオンラインで地域の特産品の購入やクラウドファンディングにクレジットカードの

ポイントやマイレージを活用できるようシステム環境の整備を検討し、民間事業者のサービスとして特に自治体の負担を求めないという姿勢で進めているようでございます。

御質問にありましたように、この施策が公共施設などの利用者カードのワンカード化、自治体ポイント管理クラウドを活用した独自ポイント付与した住民活動への支援や、民間の各種ポイントを有効に活用した地場製品の購入などの住民組織活動や消費活性化につながればありがたいと考えております。

今回、国は消費税率引き上げに伴う反動対策として推進しようと考えているようですが、本町のマイナンバーカード交付率は7.9%、全国平均12.2%、都城市でも27.7%とまだまだ低迷しておりますことから、国の本制度を利用したマイナンバーカードの取得を強力に後押ししようとする意図が伺えます。この事業の成否はいかに国民の大半の人にマイナンバーカードを登録してもらうかにかかっていると思います。

現状では本制度のポイントを利用できる店舗も少なく、自治体ポイントを使って買い物をしようとする場合、パソコンとカードリーダー、スマートフォン等を個人が購入して専用ソフトを入れ、マイキーIDとパスワードを設定し、自治体ポイントを管理するマイキープラットフォームにアクセスした上で、自分のクレジットカードのポイントやマイレージを自治体ポイントに変換する非常に複雑で手間のかかる作業が必要となるようで、実際にどのぐらいの人が利用してくれるのかは現時点では予測がつかない状況です。

また、店舗で自治体ポイントを使って商品を購入しようとする場合は、大切なマイナンバーカードを店舗のカードリーダーに読み込ませる必要があり、カードの紛失や情報の流出など、その利用には細心の注意を払う必要が生じることから、制度を運用していく上で、住民の理解も含めてクリアしていくべき課題はまだまだ多いのではないかと考えております。

さて、準備状況についてですが、現在、マイキープラットフォーム運用協議会への参加に向けて取り組んでいるところで、各自治体が制度の実用化に向けてさまざまな実証実験を行っているようですので、そのあたりの情報を収集しながら、国の動きに合わせて、本町を活性化させるために何を活用できるのかを考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

まずは、マイキープラットフォーム運用協議会に参加することが必要だと思います。御答弁で参加に向けて取り組んでいると言われましたが、スケジュールなどの具体的な内容の御答弁はありませんでした。マイキープラットフォーム運用協議会への参加についての具体的なスケジュール等の取り組みを、いま一度、お尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 お答えいたします。

まんのう町のほうは、まだこちらのほうの協議会のほうに参画しておりませんで、答弁

にもありましたが、現段階では、この４月、３１年度に向かって参加の方向で進めているということでございます。

また、詳細につきまして、国のほうから県を通してですけども、情報のほうが入ってくるということで、それを待って、またこの制度を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。まだ運用協議会の具体的な日時等は決まってないというふうな御答弁であったと理解いたしました。取り組みの第一歩だと思いますので、ぜひ運用協議会への参加をよろしくお願いいたします。その上でどのような御判断をなさるのか、またお聞かせいただきたいと思います。

マイキープラットフォーム等を活用すれば、図書館等の公共施設のカードのワンカード化や健康ポイント事業が実施できたり、さらには寄附口座を設けておけば、子育て支援等の寄附を集めることも可能となります。各自治体の工夫でさまざまな使い方が可能となる事業だと思いますが、本町において、今後の政策展開に当たり利活用のお考えをお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員の再質問にお答えいたします。

御質問の自治体ポイントの付与メニューについてでございますが、ほかにも各種ボランティアポイント、生涯学習参加ポイント、福祉イベント参加ポイント、人権イベント参加ポイントなど、公共性の高いイベントについて自治体独自のポイントをつけることが考えられます。これは住民参加型の各種活動を後押しする動きにもつながりますので、さまざまな視点から本制度の利活用について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 今回のこの事業を導入すれば、住民のさまざまな活動にまんのう町独自のポイントをつけることができ、住民のボランティアや健康活動への励ましと後押しにつながります。より真剣に、より前に向きに検討していただきたいと要望いたします。

２０２０年度に実施されるマイナンバーカードを活用した消費活性化策は、国民が好きな自治体のポイントを選んで購入し、その一定割合についてプレミアムポイントを国費で上乗せするものと聞いていますが、本町の経済活性化のために、住民の方々に加えて町外からも資金を呼び込んでくる絶好の機会と考えます。私は新しい形のふるさと納税になる可能性があると思いますが、取り組みへのお考えをお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの質問にお答えいたします。

御質問のように、現時点での情報では、発行される自治体ポイントに対し、国がプレミアム部分を負担する予定になっております。今後、住民への広報、周知、マイナンバーカ

ードの取得促進、マイキーIDの設定や支援、自治体ポイント利用店舗の応募等の準備を進めていくこととなりますが、こうした具体的手段や財政的手当につきましては、順次、総務省から情報が入ることになっております。

国の試算では、民間のポイントやマイレージのうち3割から4割のポイントが使われず、このポイントも合算して使用することで地域での消費活拡大につなげる思惑ですが、この質問の新しい形のふるさと納税のような効果が得られるのではないかとということでございますが、町といたしましても、ふるさと納税については他市町に大きく差をつけられておりますので、納付者にとってより魅力のある特産品をそろえ、また、利用したくなるようなメニューを充実させていく必要があると思っております。

また、本制度は全国的にマイナンバーカードが普及することを条件に、今後、さまざまな地域の活動に活用していける可能性も秘めていると考えておりますので、先進事例を注視しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。本町のものづくりプロジェクト事業の6次産業化に向けた取り組みが、関係する皆様のお力で実を結び、まんのう町で誕生したひまわりオイルが香川県産品コンクールでは県知事賞を、平成30年度優良ふるさと食品中央コンクールでは最優秀の農林水産大臣賞を受賞、大変に素晴らしいことです。ひまわりオイルはもとより、まんのう町のよさを全国にPRし、町外からの人とお金を呼び込む絶好の機会が与えられたのではないのでしょうか。

マイキープラットフォームを活用した取り組みも、強力な次の一手になると思います。御答弁の中でいただきました先進事例をしっかりと研究して取り組んでいただきたいと思います。

プレミアムポイントの利用に当たっては、マイナンバーカードを住民の方々に取得していただき、マイキーIDを設定していただく必要があると聞いています。さらに、今後、マイナンバーカードを健康保険証として利用することも決まっています。より円滑にマイナンバーカードを発行する必要があると考えますが、取り組みについてはどのようにお考えでしょうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの質問にお答えいたします。

より円滑なマイナンバーカードの発行にきましてお答えいたします。

まず、マイナンバーカードを取得するには四つの申請方法がございます。

一つ目は、郵送による申請です。通知カードとともに送られてきた交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を張って送付する方法で、郵送料は無料でございます。

二つ目は、パソコンによる申請です。交付申請用のウェブサイトアクセスし、必要事項を入力し、デジタルカメラで撮った写真を添付して送信する方法でございます。

三つ目は、スマートフォンによる申請です。パソコンと同様に交付申請用のウェブサイ

トにアクセスし、必要事項を入力し、スマートフォンで撮った写真を添付して送信する方法でございます。

四つ目は、町なかの証明写真機による申請でございます。タッチパネルから個人番号カード申請を選択し、撮影用のお金を入れ、画面の案内に従って必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信する方法でございます。

平成28年1月からマイナンバーカードの交付が始まり、これまで1,474人の方に発行しておりますが、本年度の月平均の交付数は10件程度と、低調な状況であります。

しかしながら、4月から施行する住民票等の証明書のコンビニ交付を初め、議員御指摘のように、今後、さまざまな利活用が計画されておりますので、交付を希望する方はふえてくると思われます。取得方法につきまして、町広報誌やチラシで案内するとともに、カードをつくりたいけれど申請方法がわからないという方に対し、役場にて職員による申請のサポートを検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。マイナンバーカードの発行が進んでいないことは、必要性を感じていない、なくても困らない、利用範囲が今はまだ多くないということもあると思います。御答弁の中にありましたけれども、申請のサポートを、今後、行っていくといわれました。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

全国的には、既にマイキープラットフォームを活用したポイント事業に取り組んでいる自治体もあります。三重県津市は、高齢者への外出支援事業として、65歳以上の方に対して年200ポイントを上限としてバス代を付与しています。また、岐阜県下呂市は、乳幼児健診及びもぐもぐ教室、2歳児教室などに参加をした子供の保護者に対して、1回200ポイントを付与しています。マイナンバーカードは自治体の工夫で使い道は幾重にも広がっていくのではないのでしょうか。マイキープラットフォームの前向きで有効な活用を御検討いただきたいと思いますと言いますと要望し、私の一つ目の質問を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○川西米希子議員 二つ目の質問をさせていただきます。

情報技術関連業務における専門職員の雇用について。

近年は、自治体が求められている役割が拡大をし、提供するサービスが多様化や高度化をしてきています。業務の効率化のためには情報技術は欠かせなくなっていますが、情報技術の発達には行政サービスのあり方や行政業務にも多様な変化をもたらしています。行政を円滑に進めるための情報技術の分野においても、より専門性が求められるようになっていくのではないのでしょうか。

既に建築や防災においても、本町は経験豊かな人材が専門職として雇用され、活躍をしてくださっています。情報技術関連業務における専門職員の雇用についてはどのようにお考えかお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員の専門職員の雇用についての御質問にお答えいたします。

まず、地方自治体を取り巻く状況につきましては、特に平成の市町村合併以降、第29次地方制度調査会答申でも指摘されておりますように、地方分権の進展により住民に最も近い自治体である市町村に求められている役割が拡大しております。

また、住民の価値観の多様化などに伴い、介護保険、環境問題、情報化など、市町村が提供すべき行政サービスが多様化、高度化しております。そのため、専門性の高い職員の確保が必要となってきましたが、小規模の市町村では対応が困難な状況でもあります。

そして、さらなる人口減少、少子高齢化の進展や厳しい財政状況を踏まえつつ、基礎自治体としての重要な役割や市町村が抱える課題に対応するため、各市町村において、これまで以上に事務処理体制の強化、効率化を図り、限られた行財政資源をより一層有効に活用していくことが急務となっております。

今後、市町村が事務処理体制の強化、効率化を図っていく上では、各行政部門別で総務部門、特に内部管理事務の効率化を一層推進することにより生み出した行財政資源を福祉部門や保健医療部門など行政需要が高まっている部門に振り向け、事務処理体制の強化を図っていく必要があるものと考えます。

そして、川西議員御指摘のように近年の情報化社会に適応するとともに、内部管理事務の効率化を図る上では情報システムの活用が重要であり、圏域内の自治体のさらなる連携や専門性の高い職員の配置による迅速な対応が必要であると認識いたしております。

現在、まんのう町におきましては、防災アドバイザー、建築士など公務員OB、民間出身者などの雇用により専門的見地から業務に携わっていただいておりますが、情報関連につきましても専門性を持った職員のスキルアップを図るとともに、外部からの登用も検討してまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございます。今後はますます情報技術が発達し、複雑かつ難解な状況がさらに進んでいくと推測されます。御答弁でいただきましたように、情報技術関連業務における職員の方々のさらなるスキルアップを図っていただくとともに、現在は従来の定型的な業務にとどまらない対応が自治体に求められています。

今回の質問は情報技術に特化しての質問をさせていただきましたが、情報分野にとどまらず、あらゆる分野において専門職員の育成同様、雇用も必要になってくる可能性は大きいと思います。必要に応じて速やかな対応をぜひしていただきたいをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○田岡秀俊議長 以上で、6番、川西米希子さんの発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

4番、京兼愛子さん、1番目の質問を許可いたします。

○京兼愛子議員 通告の許可をいただいたので、一般質問をします。

心豊かな人材を育てるまちづくりについての質問です。

幼児教育の支援として、こども園の耐震化工事、教室の増築工事など、保育教員の研修など、教育環境の整備に取り組んでいただきありがとうございます。

私は、将来を担う子供の成長や、心豊かな人材を育てる上になくてはならないものは原風景であり、ふるさとでないかと思っています。

人生１００年と言われる今日、本町の人口を推移しても、高齢者の割合がますます高くなるでしょう。そして、健康寿命が課題になります。現在、認知症カフェ、いきいきふれあいサロンなど、高齢者の居場所を提供してくださりありがとうございます。

しかし、高齢者が心豊かに生きている実感を味わうには、地域の幼い子供たちが通うこども園との年齢差が異なる交流が欠かせないと思います。

また、幼い子供たちにとっても、いろいろな人との交流で温かさを感じ、その積み重ねが原風景となりふるさとを感じ、住み続けたい町となり、本町のまちづくりにつながると考えます。

町内のこども園は地域との交流をどのように実施しているか、その実態を教えてください。三原教育長の答弁をよろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 京兼愛子議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

こども園と地域や高齢者との交流についてのお尋ねでございます。

内閣府、文部科学省及び厚生労働省が定めた幼保連携型認定こども園教育・保育要領に、高齢者を初め地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つことにより、生きる力の基礎の一つと位置づける、身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感を持つことができる人間関係を構築させるという狙いがございます。この狙いは、他の人々と親しみ、支え合って生活するための自立心を育て、人とかかわる力を養うことにあります。地域の人や高齢者と交流し、触れ合い、子供の感情や意思を表現しながらともに楽しみ、共感し合う体験を通して人とかかわり合うことの楽しさや、人の役に立つ喜びを味わうようにすることが大切であるため、町内の全てのこども園では、生活発表会や祖父母参観、あるいは高齢者福祉施設などへの訪問を実施して、地域や高齢者との交流を行っているところでございます。

具体的な取り組みの内容を申し上げたいと思います。

琴南こども園では、毎年１２月に４歳児と５歳児が地域の特別養護老人ホームであるやすらぎ荘を訪問しております。園の生活発表会で発表した歌や遊戯を披露し、やすらぎ荘の方やデイサービスで訪れたお年寄りに見てもらったり、子供たちが作成した手づくりのプレゼントを渡すなどの交流をしております。

また、子供たちの祖父母に園に来ていただき、お孫さんと一緒にいろいろな遊びをしていただく参加型の保育参観を毎年行っているところでございます。

地域に伝わります「しばきごま」など、琴南らしさを生かした遊びを中心に交流を行っ

ておりまして、祖父母とともに子供たちも大変楽しんでおるようでございます。

高篠こども園では、5歳児が地域のグループホームである「よりあい」を訪問して、歌を歌ったり、踊りを踊ったり、お年寄りの肩をたたいたり、プレゼントを渡したりいたしております。園児にとっては、高齢者との初めての対面になるために、最初は緊張しておりますが、歌や踊りを披露するにつれて、お年寄りにも喜んでいただけるので、子供たちも親しみを感じたり、喜んでくれたという満足感に満ちた表情になっているようでございます。

また、高篠地区の公民館まつりに参加し、獅子舞いなどの催し物や、展示物を見たり、発表を行ったりしているところでございます。

ステージ発表で子供たちの様子を見たお年寄りら、地域の方が拍手をしてくれたり、上手やったよなどと言葉をかけてくれることがうれしく、それをきっかけに地域の方と話をするなど、自然なつながりが生まれるようでございます。

四条こども園では、年間を通して公民館活動に参加をして、凧づくりやあやとり、こま回しなどをしながら、地域の方との触れ合いを体験しております。

また、小学校への一日体験入学の際には、1年生と一緒に地域の高齢者から竹トンボやお手玉、羽根つき、けん玉など、昔の遊びを教えていただいているところでございます。これらの遊びについては、園に帰って、5歳児が4歳児や3歳児に教えたりして、地域の方との交流後、子供たちの豊かな園での生活につながっているようでございます。

満濃南こども園では、毎年秋に地域の方の畑で芋掘り交流会を行っております。掘った芋を家庭に持ち帰り、楽しかった芋掘りのことを家族と一緒に話し合うことも、家庭での親子の触れ合いの一助となっていることと思っております。

また、食生活改善グループの方と一緒に料理をしておりまして、今年度は10月にイリコのお好み焼きと、園の農園で育てて収穫したサツマイモを使ってみそ汁をつくりました。地域の方と一緒に安全に調理器具を使って楽しみながら調理をするという貴重な体験となったようでございます。

長炭こども園では、芋掘りやコスモス迷路などのために、地域の方が手間暇かけた畑を子供たちに開放してくれておるところでございます。また、地域の方による獅子舞いの披露や餅つきの体験も行っておるところでございます。これらの体験は、地域の文化が子供たちの心に印象的に残り、継続されていくのではないかと思いますとともに、将来、地域の担い手になってくれることと願っておるところでございます。

仲南こども園では、毎年12月に、5歳児が地域の特別養護老人ホームである仲南荘を訪問いたしております。子供たちが手づくりのプレゼントを持って訪問し、歌や踊りを披露いたしておりますが、子供たちが歌ったり踊ったりする姿にお年寄りたちが拍手を送り、涙ぐみながら喜んでくれる姿も見かけるところでございます。こうしたお年寄りの姿を見て、子供たちは愛情を育んでいっていることと思っております。

また、年間を通して「輪つなぎの会」という仲南地区老人会との交流も行っております。

つつじさんぽ、サツマイモのつる刺しと芋掘りなどの交流することで、家族以外の身近なお年寄りと触れ合うことを喜ぶとともに、高齢者に親しみを持ってかかわることができているように思っております。

地域の高齢者は、交流活動以外でも、ままごとの器や竹ぼっくりなどのおもちゃや、広告紙でつくったくす玉などを届けてくれたり、年末にはこども園の玄関を飾る門松をつくってくれるなど、子供たちの中に身近な存在として確実に意識づいておるところでございます。

このように本町のこども園で行われております地域や高齢者との交流の一端を御報告申し上げて、京兼議員への回答とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 再質問、京兼愛子さん。

○京兼愛子議員 丁寧な御答弁ありがとうございました。少子化で幼い子供たちとの触れ合いが少なくなった高齢者にとって、こども園との触れ合いは生きがいとなり、人と人とのつながりに広がっていくと思います。幼い子供の姿を眺めるだけでも元気になれるのです。高齢者同士の触れ合いも大切ですが、年齢差との交流も大切です。毎日のように親が子に、子が親に危害を与えるニュースが流れると、心が痛みます。これからの新しい時代には、より一層の心の豊かさ、人とのつながりが必要だと思います。

今まで答弁いただいたものは、祖父母とか運動会とか施設の訪問とか、何か参加型のほうが多いと思いますが、それにも全然かかわっていない高齢者にとっての生きがいというのは、ただ子供たちを眺めるだけでも元気になると思いますので、特別な行事でなくても、こども園に来られるという、こども園と地域と的高齢者の交流を検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、4番、京兼愛子さんの発言は終わりました。

○京兼愛子議員 ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、鈴木崇容君、1番目の質問を許可いたします。

○鈴木崇容議員 皆さん、こんにちは。お昼からもよろしくお願いいたします。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。

今回の3月議会で、我々新人議員は1年がたち、議会自体は一周します。年4回の定例議会で取り決める流れもわかりました。まだまだ毎日が勉強ですが、次回からの議会は元氣よくトップバッターの質問を目指していきたいと思います。

では、最初の質問に入ります。

教育行政について、スクールソーシャルワーカーの重要性と必要性をお聞きいたします。

近年では、子供を取り巻く環境は、昔と比べ、かつてないスピードで大きく変化をしています。厚生労働省の調査によれば、日本の子供の貧困率は13.9%、さらにひとり親家庭の貧困率は実に50.8%に上り、2人に1人が貧困問題を抱えていて、先進国の中でも最悪の水準であると言われています。

子供を取り巻く環境には、ほかにもいじめや不登校など学校でのさまざまな問題の対応方法を考えるときに、子供一人のこと、また、心理面のことだけでは解決しないときがあります。

例えば、ひとり親として忙しく働いているがゆえに、自分の子供が学校でトラブルに遭っても、なかなか学校に相談に行けない親もいるかもしれません。また、親の病気や生活面で余裕がなく、子供が親を支えるために学校を休むことがあるかもしれません。また、いじめをしている子供が親から虐待を受けているかもしれません。こうした学校や日常生活におけるさまざまな問題に直面する子供たちが多くなったことも国などの調査で明らかであります。

これらの複雑化する問題に対して、学校内だけでは対応し切れないことと、家庭や学校外の専門機関との連携、協働のシステムをつくるために、文部科学省は2008年から都道府県に対し、学校や教育委員会などのスクールソーシャルワーカーの配置を補助するスクールソーシャルワーカー活用事業を実施し、香川県においては、いち早くこの事業を導入いたしてもらっていただいております。

まんのう町においても、現在、5名のスクールソーシャルワーカーの方が教育委員会に配置されて、日々、活動されていると伺っております。

そこで、お聞きします。スクールソーシャルワーカーとは一体何か。また、どういった方がなるのか。全くスクールソーシャルワーカー自体を知らない住民の方もいますので、できるだけわかりやすく御教示ください。お願いします。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 鈴木議員の御質問にお答えしたいと思います。

その前に、鈴木議員のほうから御提案がございましたけれども、御説明の趣旨は教育委員会も全く同じにしておりますので、その上に立ちまして答弁をしていきたい、そういうふうに思っております。

スクールソーシャルワーカーについてのお尋ねでございます。

スクールソーシャルワーカーの我が国における取り組みは、昭和56年に埼玉県所沢市で、当時、学校現場で頻発していた校内暴力への対応策として導入されましたが、当時、増加傾向にあった不登校への支援も対象といたしておりました。

この活動の特徴は、児童生徒への直接的なかかわりを中心としつつ、継続的な家庭訪問による家族への支援と、学校と子供及び家族間の関係調整や仲介機能を担ったところにあります。

また、特定の問題や方法論に固着した取り組みではなく、問題解決に必要とされるあらゆる方法がとられた点にも特徴があり、個人や子供、保護者、教師などのグループに対するカウンセリングや学校関係者に対するコンサルテーションを行ったため、家庭や学校関係者にも一定の安心感を与えたようでございます。

その後、平成12年度から兵庫県赤穂市教育委員会と関西福祉大学の協力によってモデ

ル事業が開始され、虐待事例が生じた場合には、スクールソーシャルワーカーがコーディネーターとして環境改善を図る存在として位置づけられてまいりました。

香川県教育委員会におきましては、翌平成13年度に健康相談活動支援体制整備事業の一環としてスクールソーシャルワーク制度を導入したという経緯がございます。

まんのう町におきましては、平成26年9月よりスクールソーシャルワーカーを雇用し、町内の学校を巡回訪問し、相談を行っておるところでございます。

(合田正夫議員退席 午後1時48分)

さて、そのスクールソーシャルワーカーでございますが、社会福祉士や精神保健福祉士などの国家資格を持っており、いじめや不登校、虐待や貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子供を支援する社会福祉の専門家との位置づけでございます。

いじめや不登校などの問題は、家庭での虐待や貧困などが絡むケースがあるため、その問題解決のためには、教育の観点だけでなく、社会福祉の観点からも支援が必要であるため、本町におきましても、当事者であります子供本人だけでなく、家族や友人、学校、地域などの周囲の環境、あるいは必要に応じて児童相談所や警察にも働きかけて問題解決を図ってまいっております。

以上、スクールソーシャルワーカーの役目と申しますか、活動内容の一端を御紹介し、鈴木議員の質問への回答とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございました。今、聞かされて、スクールソーシャルワーカーは学校や家庭、児童相談所、また教育委員会、そういった関係機関とのつなぎ役となって情報提供や調整を行ったり、保護者や教員を支援したりと、大変重要な役割を担っておられます。

そこで、お聞きします。まんのう町のこのスクールソーシャルワーカーの方の活動状況並びに具体的な活動件数、また、内部事情の漏えい対策が徹底されているのかを教えてください。

(合田正夫議員着席 午後1時50分)

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 鈴木議員の再質問は、スクールソーシャルワーカーの活動状況などに関するお尋ねでございます。

活動状況とその件数につきましては、平成29年度の実績に基づいてお答えしたいと存じます。

まず、相談にかかわる訪問先とその回数についてでございます。町内の全ての小中学校を対象に1年間に延べ298回、家庭訪問が66回、適応指導センターである「いくむ」に62回、訪問をいたしております。

次に、支援の対象となった児童生徒の抱える問題でございます。一番多いのは友人関係の問題で、次いで家庭環境の問題、発達障害等に関する問題、不登校、心身の健康・保健に関する問題などの順になっております。

本町におきまして、いじめの問題についての件数は数えるほどであり、暴力行為を含む児童虐待、貧困の問題についての相談案件はございませんでした。

相談をしたからといって、すぐに解決するという問題ではございませんが、当事者にとりましては、相談する相手がいるということで気持ちが落ちつくこともあると聞いております。引き続き、いろいろな問題の相談に乗り、問題解決に向けた取り組みを行いたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、相談事項の情報の管理についてでございますが、個人情報でございますので、スクールソーシャルワーカーがかかわっておる案件についての情報は専用のキャビネットに鍵をかけて保管し、特に厳重に管理を行っていることを御報告申し上げ、鈴木議員の再質問への回答とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。ただいまお答えいただいた活動状況、活動件数は、まんのう町の児童生徒数、また、スクールソーシャルワーカーの勤務時間、勤務日数から考えますと、多忙なのはわかります。デリケートな児童生徒、学校、家庭と、大変難しい問題に対処し、解決に向けていかなければならない大きな責任が課せられる仕事であります。また、内部事情漏えい対策もしっかりしていて、安心いたしました。

大変教育の施策に力を入れているまんのう町ですが、なぜこのように重要な職についている方の処遇面が非正規職員なのか理解に苦しむところであります。

お隣の三豊市では、スクールソーシャルワーカーは2名で、1人が正規職員として活動されているそうです。

そこで、お聞きします。まんのう町としては、このように大変重要な役割を担うスクールソーシャルワーカーを1人からでも正規職員として配置、配属するべきだと思いますが、どうお考えかお聞かせください。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

社会福祉士はまんのう町におきまして正職員として2名採用されており、現在は福祉保険課に配属されております。この方々は正式の採用でございます。

教育委員会といたしましても、スクールソーシャルワーカーの確保は非常に重要な課題であると考えておりますので、正規職員の雇用につきまして引き続き要望してまいるとともに、現在採用されております職員の活用についても、鋭意検討を要望してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 前向きな御答弁ありがとうございます。まんのう町には、来夢、多夢、育夢といったすばらしい教育支援機構があります。でもまだまだ認知度は低いです。本当に保護者の方は悩んでいる方がおられます。そこで、やはり頼れる方がスクールソーシャルワーカーなんです。すぐに全員とは申しません。正規職員というのは難しいのはわ

かりますが、しっかり協議して決めていただきたいと思います。

悩み事を抱える児童生徒、そして家庭もたくさんあることも頭に入れていただき、問題を抱える子供たちが長期的に支援ができるよう、ぜひとも正規職員として採用していただき、保護者の方がさっと来たときでも、いつでも対応、相談ができる体制をつくってくださることをお願い申し上げまして、一つ目の質問を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○鈴木崇容議員 二つ目の質問です。

スクールロイヤー、スクールロイヤー制度について御質問します。

まず、初めて聞いた方もおられると思います。最近ではよくテレビで取り上げられています。このスクールロイヤーとは何か。これは学校で起こるいじめや保護者とのトラブルを法的に解決する弁護士のことです。スクールロイヤー制度とは、学校内で問題が起きたときに、弁護士会と教育委員会が連携し、学校に弁護士が派遣される制度です。これは文部科学省も本格的に検討し、研究費として予算計上もしています。日本では大阪、岡山、最近では大分のほうにも一部導入されています。

昨今、学校内ではさまざまな問題、いじめ、体罰、不登校、不適切発言、学校のいろいろな事項、また、モンスターペアレンツ、これは不当な保護者のクレームをする方です。また、パワハラ、セクハラ、モラハラといろいろとあります。このような問題を迅速に解決するには、頼らざるを得ないと思います。

そこで、お聞きします。まんのう町にはこのスクールロイヤー、また、スクールロイヤー制度の導入のお考えがあるのかお聞かせください。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 鈴木議員のお尋ねの回答に入る前に、少しお話をしておきたいと思います。

毎月 1 回、園長先生、校長先生が教育委員会に全員参りまして、園長・校長会議というのを開催をいたしております。そのときに私のほうからも 30 分以上時間をいただいて、管理職の園長さん、校長さんにお話しする時間を持っておりますが、年間を通して一関しをお願いをしていることは、子供一人一人の内面、あるいは子供一人一人の気持ち、そういったことをしっかり受けとめて教育をしてくださいよ、それが基本になりますよと。そのことの向こうに勉強がよくできるようになったりするわけですので、子供を大切に理解するというのを抜きにしては教育は成り立たないですよという話は、毎回、申し上げております。そういったことで、園長先生、校長先生を伝わって、先生方にもそういった事情はよく理解をいただいて、子供のところでそういう教育をしてくれているんだというふうに思っておるわけでございます。

それで、スクールロイヤーについての御質問がありましたので、お答えしてまいりたいと思います。

学校現場において発生した問題の解決を図る際、まずはその問題に一番近い学校現場において、丁寧に相手と話していくことが大切であり、問題解決の近道であるとは私は思っております。

問題が発生した場所が教育委員会である場合には、教育委員会の職員が当事者と話をし、問題解決をしていくことが、これまた基本であるというふうに思っております。

まんのう町では、法律事務所と顧問弁護士の契約を結んでおり、教育委員会関係に限らず、法律的な専門知識が必要なときに相談をしている状況でございます。

本町の学校におきましては、幸いなことに、現在のところ、議員が心配しておられるいじめや保護者とのトラブルなど、法的な解決が必要な問題は発生をいたしておりません。将来的にそのような問題が発生した場合には、顧問弁護士に相談して解決に向かうことができるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、現在、保護者が滞納している給食費や保育料につきまして、顧問弁護士に相談しながら徴収し、解決を図っております。弁護士に相談を行った上で、法律上の根拠を明確にし、催告書による通告を行ったり、ともに家庭訪問を行い、徴集を行うほか、裁判所に支払い督促を申し立てた上で、債権の差し押さえ命令により強制的に徴収を行うこともございます。

裁判所への申し立てなどは法律的な専門の知識が必要であるため、顧問弁護士に委任をしている状況でございます。弁護士と相談し、法律の知識を活用しながら、2年前の平成28年末に約420万円もの滞納があった給食費や保育料につきまして、今日までに約250万円の徴収を行ったところでございます。このことを御報告を申し上げ、鈴木議員の質問の回答とさせていただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。非常に校長会とか開いておられてやってくれているのはわかります。でも、先ほど教育長は、将来的にそのような問題が発生した場合には、顧問弁護士に相談して解決に向かうとおっしゃられましたが、私自身では、それでは遅いと思います。問題が発生する前に、未然に防ぐために、気軽に相談に乗ってくれるスクールロイヤー、また、先ほど言いましたスクールロイヤー制度をいち早く導入してほしいとは私は言っているんです。決して毎日とかではなく、月に一度、来ていただく程度でも構いません。また、まんのう町の顧問弁護士がおられると先ほど言いましたが、その方でも結構です。何が大事か。一番大事なのは、やはり守秘義務を守ってくれる人ということです。いろいろと新聞やニュースで子供の悲惨な事件を見たことがあります。あえて言いませんが、相談をするのは子供だけとは限らないことであります。学校の教員も相談できるんです。教員の仕事に対する不満や労働時間、教員同士のパワハラ、モラハラ、セクハラ、結果的に先生も生徒も守られる気がします。ひいては、教育委員会も助かるのではないのでしょうか。

ちなみに、小中高生の10歳から18歳までのみずから命を絶つ子供が一番多いそうで

す。年間３２０人を超えているそうです。理由の割合で言うと、学校問題の原因が３６％だそうです。成人を迎えていない子供がみずから命を絶つ、亡くなるというのは非常に残念で、何のために生まれてきたのか考えさせられるところがあります。もしこのスクールロイヤー、スクールロイヤー制度というのが学校や全学校に置かれていたならば、こういった子供たちが減っていたのかもしれない。

今、まんのう町では大きな問題はないと言っておられましたが、でも小さな問題は多々あります。それが大きくなれば、今後、何が起こるかはわかりません。だからこそ、気軽に相談できるロイヤーを検討していただきたいと思います。教育長、どうお考えかお聞かせください。

○田岡秀俊議長 答弁、学校教育課長、香川雅孝君。

○香川学校教育課長 ただいまの鈴木議員の御質問にお答えいたします。

確かに、小さな問題のうちに問題を解決すればいいということで、先ほど教育長のほうからも申しましたが、やはり一番その問題に近い現場において、丁寧に相手と話をして解決していくことが大切だと考えております。

ただ、議員さんが申されるように、そのバックといいますか、背景といいますか、問題解決の中に弁護士を活用するということも大切だと思っております。

本教育委員会ではいろいろなことに対して、常に現在のところ、顧問弁護士と相談ができるような体制が整っております。何かあれば、すぐ顧問弁護士に相談をして、メールとか電話ですぐできるような体制も、今、構築されておりますので、御安心をしていただきますとともに、なお、私どももそういった解決方法で問題に当たっては解決していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。いろいろな問題が起きてでも、あの手この手で対処していただけるということがわかりました。また、もしきょう私が言ったことを御検討していただけるのであれば、またよろしくお願いします。

最後に、教育長が言っておられました給食費、保育料滞納の件ですが、２年前には４２０万円あった滞納額が、今は差し引くと１７０万円ですね。これは本当にすごいことだと思います。所管の課長の並々ならぬ努力のおかげだと思います。御苦勞さまでございます。残りの１７０万円がゼロになることと、質問いたしましたことが少しでも実現できることをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、１番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午後２時２５分まで休憩といたします。

休憩 午後 ２時１０分

再開 午後 ２時２５分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

7番、合田正夫君、1番目の質問を許可いたします。

○合田正夫議員 昼一服して、ちょっと眠たくなったところやけど、ちょっと性根入れて質問するので、答弁よろしくお願いします。

議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問を行います。

まず初めに、農林水産省受賞おめでとうございます。これで執行部とかグリーンパークは喜んどうと思うけど、ひまわりオイルが売れなったら値打ちのないもんやけに、それを売れるようにするのをどうするかということを答弁していただきたい。

ひまわりオイル、また種で商品化をできることもどのように考えているか。

それと、ひまわりオイル、何ぼええ品物をつくっても、売れなったら価値はあっても値打ちのないもんで、値打ちのあるようなものにしてもらいたいんで、まず最初に聞くんやけど、まんのうの給食でひまわり油を使いよるか、使いよらんか、それを聞いて、ひまわり油を使ったら、まず東京や方々で売ったって売れんのや、何ぼええ品物売ったって。やっぱり我がまんのう町から発信して行って、売れるようにせないかんのは、まず給食のおかずひまわり油を使って料理をして、子供に出して、そのときに子供が食べて、これはうまいといったら、親やみんなに宣伝できて、1本からでも売っていかなったら、ほんま生産者は汗水流してしよる、夏の暑いときに。それをわからんと、ただ売っても売れんでもええがいう気ではいかんので、まずそのことから聞きたいんで、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、学校教育課長、香川雅孝君。

○香川学校教育課長 合田議員の御質問にお答えいたします。

学校給食ということですので、私のほうからお答えいたします。

現在、ひまわりオイルを使っているかということ、結論から言いますと、今現在は使っておりません。

ひまわりオイルはその色というか、黄金色で物すごく色のインパクトもよくて、健康にもよくて、私も食べてみましたけども、滑らかで健康にもいいかなと思います。

ひまわりオイルの前にひまわり牛というのもまんのう町で特産品としてございますが、一昨年の平成29年には、ひまわり牛も使って給食で提供した経緯もございます。

先ほど、合田議員が冒頭で言われましたように、売れるためには子供からの発信ということでございました。給食でもどういった利用方法ができるのかということで、献立を立てておる栄養教諭にも確認したところ、調味料と合わせてドレッシングで使えるんでないかという話もございました。ですので、町の特産品としてブランド化も進めているひまわりオイルをぜひ給食に取り入れて、先ほどおっしゃったように、子供たちを通じておいしさを広めていったらと思ってますので、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 合田正夫君。

○合田正夫議員 今、給食で、今は使っていないけど、今から使うということで、まず

使ってくれたら、油 1 本からでも売れるわな、早う言うたら。それでドレッシングでなしに、油自体を、私も卵焼きにちょっと油を引いたら、卵焼きの味が全然違う。例えば、今ごろ子供が好きなハンバーグ、あんなん焼いたり何じゃかんやするんでも、ヒマワリの油を使って焼いたら、味が全然違うと思う。利用価値は何ぼでもあるんやきに、やっぱりそういうことを給食で使うんやったら、きょうはこういうあれ使ってとって生徒に言ったらまたいいんで、親やら皆と話ができると思う。やっぱりまずまんのう町からしていかないかんわ。今、油を取りに来るいうたって、まだ 38% の人間しかとりにきてないんやろ。そういうことから始めていかないかんのに、東京や高松やで売ったって、そないにちよくちよくと売れることないわ。今まで何本ぐらい売れたか、それも聞かないかん。わかる範囲で言ってくれたらええんで。まず、やっぱりまんのう町から発信して行って、まんのう町自体のものが知らないので、よそで売るいうたってなかなかめんどいと思う。そこら辺のことを、せっかくこういう品物ができたんやき、売れるようなことをどのようにして考えておるか、まずそれをちょっと聞かせてもらいたい。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員のひまわりオイル及び種子の商品化についての御質問にお答えいたします。

ひまわりオイルにつきましては、国の地方創生拠点整備交付金事業により、旧仲南東小学校をものづくりセンターの拠点とすべく搾油プラントなどを整備し、準備期間を経て、昨年の 7 月にラベル、パッケージを一新した新商品として販売を開始いたしました。

販売促進を図るには、まず認知度を高める必要があるため、平成 30 年度かがわ県産品コンクールに出品したところ、食品部門で最優秀賞の県知事賞を受賞することができました。さらに、各県の最優秀食品が集まる平成 30 年度優良ふるさと食品中央コンクールにおいて、県下で初めての最優秀賞である農林水産大臣賞を受賞することができました。

今後は、この勢いをとめることなく、全国にまんのうひまわりオイルをさまざまな媒体を活用して情報発信していくことで、販路の拡大を行いながら販売促進に努めてまいりたいと考えております。

さて、御質問のように、栽培農家への還元をふやすためには、ひまわりオイルの販売量をふやすほかに、ひまわりオイルやヒマワリの種子を使って新たな商品を開発するために研究する必要があるのではないかとということですが、全くそのとおりで、現在、食用オイルだけでなく、さまざまな業種にアプローチし、また、問い合わせが来ておるところでございます。

現在、食品関係では、ベーカリーショップのパン、スウィーツショップのクッキー、ビストロ店、カフェ、料亭に業務用としてひまわりオイルを納入しております。

また、酒造会社と御当地焼酎の可能性を含めた協議を進めているほか、化粧品会社やカタログ販売店、雑貨店、ホテル、郵便局などと打ち合わせを行う予定となっております。

今後も、大手百貨店や道の駅、空港など、さまざまなところへ販売依頼を行い、取り扱

い件数をふやしていくことで経営の安定化を図り、栽培農家の生産意欲の向上につながる事業になりますよう努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、この事業はまだまだ始まったばかりでございます。名誉ある賞をいただいたこのタイミングは、事業展開する上で特に肝心でございますので、生産者と製造者と販売者の活動をひとまとめにした6次産業の取り組みの成功に向けて、振興協議会等関係団体との協議を行いながら本事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、今後も御協力のほどよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 御質問にお答えいたします。

現在ですけれども、通常販売のほうで小瓶が約1,000本、大瓶が800本ほど売っております。あと百十四銀行さんのほうでも買っていただきまして、それで約800本ほど、あと無料配布のほうで2,474本でございまして、合計して5,000本余りが売っております。以上です。

○合田正夫議員 もう大方打ち出して1年が来るやろ。ちょっと少ないわな、何ぼ何でも。これは何で売れんかいうたら、どうしたら売れるかいうことから考えんきにいかんねん。品物持って行って、ただ買ってくれいうただけではいかんのや。今、グリーンパークが売る方面をしよるけど、グリーンパークだけに任せとったっていかんの。

例えば、書いとったけど、お菓子とかパンとか何でもできる。やっぱり商工会にも言って、まんのう町全体で広めていかなんたら絶対にいかんわ、これ。

化粧水も一緒。1年ぐらいまで、ある者が言いよったな、化粧水をつくるといって。そのときにしとったんやったら、ひまわりオイルの化粧水が物すごい売れとったと思う。

つい最近、テレビの宣伝でオリーブオイルの化粧水をこの間から宣伝しよる。ほんまに1年ぐらい前からしとったんやったら、多分、まんのうのあれでできとったと思う。ちょっと遅過ぎる、対応が。どないしたら売れるかいうことを考えないかん。それはやっぱり人伝いに伝えていかないかんことが一番や。やっぱりある程度の宣伝はせなんたら絶対いかんねん、何にしたって。

ひまわりオイルはそれだけの価値があつたいうても、値打ちがないのと一緒やきん、売れなんたら。今から売るようにするのはそういうふうにして、商工会とか、商工会やったらいろんな会社とか、パン屋にしたって、お菓子屋にしたって、企業があるわな。そういうところと連携して、商品化にせないかん。それは多分ええと思うんやけど、それとまた、動物のえさにもなるわな。ハトがヒマワリ食べるぐらいやきん、動物のえさにもなると思う。それと、また搾りかすやって、牛に何ぼでも、要らんのやったら、余ったものを飼料にして、生産者に還元したらええ。そこまで考えてくれなんたら、汗水流してつくりよる生産者は値打ちないんや。やっぱりそういう還元してもらう、今のあれでやったら絶対に生産者は参ったするで。何年も続かんで、何ぼええ品物を売る、売るいうたって。今の買い上げの金額ではとうていできん。やっぱりこいもやらないかん、何もせないかんいうた

ら、補助金だけでは足らん。そなん 1 キロ 3 0 0 円ぐらいの値段やったら、たった 1 0 0 キロとれたって、3 万円。3 万円では日当もなんちゃ出んで。やっぱりええ品物を売って、高うにするんやったら、やっぱりええ品物はええ品物、いろんな油、搾ったらできるはずや。ええ品物は高うに買うとか、また商品化するんやったら安うにするとか、グリーンパークだけでなしに商工会でも売ってくれるんやったら、売る値はそれでしたって、商工会みたいなところへ売るんやったら、ちっとは利を上げないかんきん、そういうふうにして売っていかなんだらいかんと思うわ。そこら辺の考えをちょっとどういうふうにするか。ただ、こういうことを考えております、考えておりますいうんでは、一つも前へ前進せんので、どんなことをしたら売れるかいうことをちょっと言うてもらわないかん。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 御答弁申し上げます。

御質問にありましたように、販売方法につきましては、現在、百十四銀行と提携しております、そちらのほうで企画のほうもやっておりますし、製造販売元であるグリーンパークまんのう、それとあと全国展開しているような企業さんのほうとも話をして、商品化に向けてどういう商品、どういうパッケージだったら売れるんだというようなことで、企画のほうを続けております。

また、現在、商工会、農協のほうとも話をしております、今、この時期で町内で盛り上がってということで、販売促進のほうに努めているところでございます。

また、種子の買い取り価格が低いとのことでございますけども、御質問のとおり収益性が低いと農家の生産意欲もなくなり、栽培面積も減り、ヒマワリ関連事業自体が立ち行かなくなってしまう。

また、ヒマワリの生産者には、オイルの原料として良質な種子をつくっていただくことが要求されております。しっかりとした栽培管理を行っていただく必要も出てきております。同時に、商品を販売する側にも、販売量を計画的にふやし、収益を種子の買い取り価格に反映し、農家の所得の向上につなげることで、よい経済循環の仕組みができ上がります。

現在、ヒマワリ栽培者の方には、面積要件はありますが、一反当たり 3 万円または 5 万円の作付補助と、種子の収量によって加算金のほうを交付しております。また、種子の買い取り価格を 1 キログラム当たり 3 0 0 円を設定しており、反当 1 0 0 キログラムの収穫があった場合には、反収 6 万円を見込むことができることとなっております。

しかし、播種や除草などの労力がかかるほか、肥料代や刈り取り等の作業委託料の経費が必要となることから、他の作物と比べて反収益は低いというのは否めない事実でございます。

あと、買い取り価格をいかにして上げていき、所得を向上させるのかということが課題となっております。現在の事業規模では関係者の御協力により当面の作付面積は確保できておりますが、まず、本事業のベースとなるしっかりした販路の確立を目指しながら、よ

り利益の上がる商品の開発を企業者等と模索していくことになっております。

まんのうひまわりオイルで各賞を受賞できたこの契機を大切に、安定した特産品となるよう、町のひまわり振興協議会や関係各者と検討を重ねているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 合田正夫君。

○合田正夫議員 いろいろと言いつたけども、言うことは簡単に言えるんやけど、まず、結局、生産者はほんまに赤字やわ、実際言って。結局、米でも麦でも何でもつくっても、1斗、2斗で、農協で何でも一般のものでも買い取り価格違うやろ、1キロの金額が。ヒマワリの種にしたって、ええ種とろうが、こんまい種とろうが、1キロ300円やったら、みんな同じや。それでなしに、やっぱりええ品物ができたものにはちょっと高う買うとか、何の商売にしたって、ええものをつくったら高うに買ってくれるんがほんまや。そういうことをせんと、今は売る方面ばかりでしよるき、いかん。実際言って、ひまわりオイルは高いと思う、我々が思ったら。ええ品物やきんかまんけど、それやったら、やっぱりそんだけで売るいうんはどういう算用して金額が出たんかわからんけど、どないに少のう見積もったって、生産者に3分の1ぐらいは絶対に何をしたって出さなんたら、ほんまに赤字じゃわ。それをやっぱりちっとでもそのようにしていったら、みんなが競争してええもんをつくったら金になったがいうたら、またしてくれるし、また売るほうもええ品物をつくったり、いろいろな商品をつくって、ひまわりオイルだけではいかんわ。ほかの、今、言いつた種を使ってお菓子にするとかパンや、そんなんをやっぱり早うせないかんわ。するするいうて言うたっていかんわ。やるいうたら、やっぱりすぐするぐらいな気持ちになかったらいかんので、ただ受賞してくれたきん、これよかったわ、よかったわではいかんと思う。やっぱりいかにひまわりオイルとか商品早うつくって、売って金にして、みんながもうかるようにしたら、経済効果が生まれてくるんで、そこら辺の考えを、町長、どないに思っとるか、ちょっと答弁。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員さんの再質問にお答えいたします。

非常に厳しい状況の中で、一つ明るいニュースとしては、農林水産大臣賞を受けたということでございますので、これをまず広げていくのが一番だなというふうに思っております。

確かに今までは余り商品が売れてなかった。値段も高い。値段も高いからなかなか売れんと。悪循環がずっとあったんでないかなと思います。そういうことで、生産者にもそれに見合うような収益が得られないような買い取り価格が低かったというようなこともございますので、いろいろな面で今回の農林水産大臣賞受賞を機に販売が大きく伸びれば、全てが解消するんじゃないかなというふうに思っております。パンとかいろんなものに入れて商品開発ということもやっておりますが、つくったらええというもんでなしに、それもやはりおいしくでき上がらなんたら、なかなか売れんということで、例えば西内花月堂さ

んのところには、ひまわりクッキーをつくったり、いろいろなものを商品開発をしていた
だいておるんですが、なかなかヒット商品というのがありませんので、今後、力いっぱい
頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 合田正夫君。

○合田正夫議員 やっぱりまんのう町内の店にしたって、例えば食堂にしたって、う
どん屋にしたって何にしたって、多分、使えることがあると思う、油やきん。町内のみん
ながようなるようなことをちょっと考えていくようにして、みんなが潤ってきたら、税金
の少々でもみんながかけてくれるんやきん、もうからなんたら、税金かけよう思たって、
かけられんのやきん、そこら辺のことをもうちょっと性根入れてやらないかん。喜んどん
だけではいかんと思う。

ヒマワリの種でも乾かして、飛散するやろ。そのとき、下に落ちたもんや、あんなん鳥
のえさにでも買ってもらうようにして、ほらんでええんや。そういうのもちょっと考えて
したら、ちょっとでも金になるきん、余るようじゃなかったら、前に誰かが言いよったけど、
牛にえさをどればも要らんやから、ようけ余る。ほんならその搾りかすを飼料とかなん
かにするとか、そういうことも考えてせなんだらいかんと思うんやけど、そこら辺のこと
を今からの課題でもしてもらわないかんので、それとさっき言いよった化粧水はやっぱりえ
えらしいで。多分、オリーブオイルよりええと思う。オリーブオイルはこの間から宣伝し
出したきんな、テレビで。それ、1年も前から言いよったんやったら、やっぱりちょっと
早うして、今からでもやったら、抜けんことないと思うわ。化粧水やったらいけるわ。化
粧品の何やかんやでなしに化粧水みたいな、あれやったら多分ええと思うわ。

そういうのをやっぱり考えていかな、ほんまにこれやる気があるんかないんか知らんけ
ど、それもう一遍、やるかやらんかちょっと聞かなんたら、これ、やめるにやめられんね
んけど。やっぱりみんなが生産者からまんのう町全体、みんながようならないかんのやき
ん、そういうことを考えてしてもらわないかんと思うんで、最後にもう一遍、ちょっとよ
ろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員さんの再々質問にお答えいたします。

まんのう町の特産品としてこのひまわりオイルを初めとしたいろんな関連商品、しっか
り開発をして、まんのう町皆さんがよくなるように誠心誠意努力してまいります。そのた
めには、今回の一つの受賞というのは大きな起爆剤になるのではないかなと思っております
ので、今後ともよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 合田正夫君。

○合田正夫議員 今からまた生産者のほうも力入れてやっていくと思うんで、私もや
っていかうと思うんやけど、やっぱりそこらがみんながようなるように、金になるような
ことをちょっと考えてもらうことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長　以上で、7番、合田正夫君の発言は終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、あす、3月1日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

散会　午後2時51分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 3 1 年 2 月 2 8 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員